

第 8 回

石巻地域合併協議会

〔 開催日：平成15年12月11日(木) 〕
〔 場 所：石巻ルネッサンス館 〕

石巻地域合併協議会事務局

第 8 回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

- 報告第 35 号 石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更について・・・ P 1
報告第 36 号 石巻地域合併協議会第 2 小委員会について・・・ P 3

協議事項

- 協議第 3 号の 2 新市の名称（協定項目 3）について・・・ P 7
協議第 6 号の 1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）について・・・ P 8
協議第 13 号の 4 財産の取扱い（協定項目 5）について・・・ P 9
協議第 25 号の 1 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目 25-13）について（その 1）・・・ P 10
協議第 26 号の 1 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25-17）について・・・ P 11
協議第 27 号の 1 建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）について・・・ P 13
協議第 28 号の 1 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目 25-26）について・・・ P 14

提案事項

- 協議第 29 号 公共的団体等の取扱い（協定項目 1 6）について・・・ P 15
協議第 30 号 慣行の取扱い（協定項目 1 9）について・・・ P 27
協議第 31 号 窓口業務の取扱い（協定項目 25-8）について・・・ P 37
協議第 32 号 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について・・・ P 42
協議第 33 号 学校教育事業の取扱い（協定項目 25-27）について・・・ P 63
協議第 34 号 社会福祉協議会の取扱い（協定項目 25-31）について・・・ P 81

その他

- ・第 9 回 石巻地域合併協議会の日程について・・・ P 90

第 8 回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年12月11日(木)
午前9時30分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 35 号 石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更について
- 報告第 36 号 石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

(2) 協議事項

- 協議第 3 号の 2 新市の名称（協定項目 3）について
- 協議第 6 号の 1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）について
- 協議第 13 号の 4 財産の取扱い（協定項目 5）について
- 協議第 25 号の 1 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目 25-13）について（その 1）
- 協議第 26 号の 1 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25-17）について
- 協議第 27 号の 1 建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）について
- 協議第 28 号の 1 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目 25-26）について

(3) 提案事項

- 協議第 29 号 公共的団体等の取扱い（協定項目 16）について
- 協議第 30 号 慣行の取扱い（協定項目 19）について
- 協議第 31 号 窓口業務の取扱い（協定項目 25-8）について
- 協議第 32 号 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について
- 協議第 33 号 学校教育事業の取扱い（協定項目 25-27）について
- 協議第 34 号 社会福祉協議会の取扱い（協定項目 25-31）について

(4) その他

- ・第 9 回 石巻地域合併協議会の日程について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第35号

石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更について

平成15年12月1日付けをもって、石巻地域合併協議会幹事会幹事に変更があったので報告する。

平成15年12月11日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

1 幹事会規程第3条第1号に定める幹事

団体名	新		旧	
	氏名	役職	氏名	役職
牡鹿町	須田次男	総務課長	渡辺徹朗	助役

2 幹事会規程第3条第2号に定める幹事

団体名	新		旧	
	氏名	役職	氏名	役職
牡鹿町	阿部勉	産業観光課長	須田次男	総務課長

石巻地域合併協議会幹事会 名簿

平成15年12月1日現在

区 分	氏 名	市町名等	備 考
1号幹事	柴 山 耕 一	石 巻 市	総務部長
	佐 藤 文 志	河 北 町	助役
	阿 部 孝 一	雄 勝 町	助役
	本 木 忠 義	河 南 町	助役
	若 山 俊 治	桃 生 町	助役
	佐々木 徳 彦	北 上 町	助役
	須 田 次 男	牡 鹿 町	総務課長
2号幹事	植 松 和 郎	石 巻 市	企画部長
	西大條 統 生	石 巻 市	総務部参事兼広域合併推進室長
	生 出 脩 也	河 北 町	総務課長
	浮 津 康 逸	河 北 町	企画課長
	中 村 勝 雄	雄 勝 町	総務課長
	半 澤 秀 一	雄 勝 町	企画管財課長
	渥 美 和 雄	河 南 町	総務課長
	伊 藤 亮	河 南 町	企画課長
	熊 谷 徹	桃 生 町	総務企画課長
	阿 部 敏 一	桃 生 町	財務課長
	鈴 木 治	北 上 町	総務課長
	武 山 文 衛	北 上 町	企画財政課長
	大 森 幹 郎	牡 鹿 町	財務課長
	阿 部 勉	牡 鹿 町	産業観光課長
3号幹事	伊 丹 相 治	宮 城 県	石巻地方県事務所地域振興班長

幹事長

副幹事長

報告第 3 6 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 6 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年11月28日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第6回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第 6 回石巻地域合併協議会第 2 小委員会 概要報告書

開催日時 平成 15 年 11 月 27 日 (木) 午前 11 時 35 分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1 階 マルチ交流ホール

出席委員 21 名

項 目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

高橋左文 (雄勝町 2 号委員)

馬場利一郎 (河北町 3 号委員)

2 協議事項

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

前回の第 2 小委員会において「継続協議としてほしい。」との意見があった委員の意見を聴いたところ、「協議の結果、確認した。」との報告を受け、次のとおり、次回第 8 回協議会に提案するよう会長に報告することとした。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (協定項目 8)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新市に 1 つの農業委員会を置く。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併の際に 1 市 6 町の選挙による委員であった者は、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合、委員の数が 80 人以下となるよう、1 市 6 町の農業委員会委員の互選により、新市の選挙による委員として在任する者を定める。
- 3 合併後最初に行われる選挙による委員の定数は、40 人とし、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設ける。
選挙区の数は 4 とし、第 1 選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域、第 2 選挙区は現在の河北町、北上町及び雄勝町の区域、第 3 選挙区は現在の河南町の区域、第 4 選挙区は現在の桃生町の区域とする。
- 4 新市の農業委員会の選任による委員の数は、法令の定めるところにより、農業協同組合が推薦した理事 1 人、農業共済組合が推薦した理事 1 人、議会が推薦した学識経験者 5 人以内とする。
- 5 新市の農業委員会に農地部会及び農政部会を置く。
その構成として、農地部会は、選挙による委員が互選した委員 15 人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1 人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 3 人とする。
農政部会は、選挙による委員が互選した委員 25 人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1 人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 2 人とする。

【その他意見】

- ・男女共同参画の観点より、農業委員会にも女性委員の登用が必要ではないか。新市において、女性委員が登用されやすいよう検討してほしい。
- 女性委員の登用については、前々より通達などきているが、その実現が難しいのが現状である。その件については、今後の議会に要望していきたい。（農業委員会分科会より）

（２）次回開催日程について

開催日 平成15年12月24日（水）午後

場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

協議第 6 号の 1

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)
調整方針	<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市に 1 つの農業委員会を置く。2 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，合併の際に 1 市 6 町の選挙による委員であった者は，平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合，委員の数が 80 人以下となるよう，1 市 6 町の農業委員会委員の互選により，新市の選挙による委員として在任する者を定める。3 合併後最初に行われる選挙による委員の定数は，40 人とし，農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設ける。 選挙区の数 4 とし，第 1 選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域，第 2 選挙区は現在の河北町，北上町及び雄勝町の区域，第 3 選挙区は現在の河南町の区域，第 4 選挙区は現在の桃生町の区域とする。4 新市の農業委員会の選任による委員の数は，法令の定めるところにより，農業協同組合が推薦した理事 1 人，農業共済組合が推薦した理事 1 人，議会が推薦した学識経験者 5 人以内とする。5 新市の農業委員会に農地部会及び農政部会を置く。 その構成として，農地部会は，選挙による委員が互選した委員 15 人，農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1 人，議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 3 人とする。 農政部会は，選挙による委員が互選した委員 25 人，農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員 1 人，議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者 2 人とする。

平成 15 年 8 月 28 日(第 2 小委員会付託)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第13号の4

財産の取扱い（協定項目5）について

財産の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月11日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項目	財産の取扱い（協定項目5）
調整方針	1市6町の保有する財産及び債権債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成15年10月9日（確認・継続協議）
平成15年10月24日（確認・継続協議）
平成15年11月13日（確認・継続協議）
平成15年11月27日（確認・継続協議）
平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 25 号の 1

社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)について (その 1)

社会・児童福祉事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)
調整方針	<p>社会・児童福祉事業のうち、社会福祉事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 民生委員・児童委員の合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。2 民生委員推薦会に関することについては、各市町最低 1 名以上の委員を選任し、総委員数は現時点の上限 14 名とする。3 災害見舞金支給に関することについては、法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時まで調整する。4 日本赤十字社に関することについては、石巻市の例により合併時に統一するが、社費は一人当たり 500 円以上とする。 <p>なお、協賛委員会委員数については合併時まで調整する。</p>

平成 15 年 11 月 27 日 (確認 継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 26 号の 1

ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25 - 17）について

ごみ処理対策事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目 25 - 17）
調整方針	<p>ごみ処理対策事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理計画については，石巻市の例を基本とし，合併後速やかに策定する。 2 ごみの収集・運搬体制等 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみの分別品目については，石巻市の例（18 分別）を基本とし，合併時に統一する。 (2) 指定収集袋については，合併時に統一する。ただし，各市町の現行のごみ袋は，合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみのうち，空きびん類及びスプレー缶等の排出方法については，石巻市の例を基本としてコンテナ方式を採用し，合併時に統一する。 (3) 収集方法については，燃やせるごみは現行のとおりとし，それ以外のごみは業者委託することとし，委託方法は合併時まで調整する。収集回数については，合併時に統一（指定日収集）する。 (4) 粗大ごみの有料化については，実施 4 町（河北町，雄勝町，桃生町，北上町）の例を基本とし，合併時に統一する。 (5) ごみ集積所については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (6) 収集しないごみ及び家電 4 品目の取扱いについては，石巻市の例により，合併時に統一する。 3 集団資源回収については，回収品目を紙類，びん類及び缶類（アルミ缶，スチール缶）に統一する。回収補助金等については，品目に関わらず補助単価を，合併時，石巻市は団体 3 円・業者 1 円，その他 6 町は団体 3 円・業者 2 円とし，合併後 3 年以内に統一する。 4 各市町が所有するごみ焼却施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 一般廃棄物最終処分場 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 搬入承認事務及び処理手数料等については，合併時まで調整する。

調整方針	<p>6 一般廃棄物処理業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。 更新時については、新市において策定した許可方針・基準により許可する。許可方針・基準については、石巻市の例を基本に、新市での許可に支障のない時期までに策定する。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により 10,000 円とする。再交付手数料については、石巻市の例により 3,000 円とする。</p> <p>7 浄化槽清掃業の許可</p> <p>(1) 既存の許可については、経過措置を設け、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により 10,000 円とする。再交付手数料については、石巻市の例により 3,000 円とする。</p> <p>8 し尿処理</p> <p>(1) し尿の処理方法については、許可業者による汲取り方式とし、処分先は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 汲取り料金については、当面現行のとおりとし、新市において業者と協議し調整する。</p>
------	--

平成 15 年 11 月 27 日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 27 号の 1

建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23） について

建設関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	建設関係事業の取扱い（協定項目 25-23）
調整方針	<p>建設関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 認定道路については，現行のとおり新市に引き継ぐ。また，道路認定基準については，石巻市の例により合併時に統一する。2 道路橋りょう維持管理については，現行のとおり新市に引き継ぐ。なお，維持管理体制については，合併後 3 年以内に統一する。3 都市計画については，現行のとおり新市に引き継ぐものとし，合併後，速やかに見直しを図る。4 住宅整備については，合併後，地域特性に応じた整備計画を策定し，実施する。5 公営住宅の家賃については，合併後，速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し，入居者の負担増となる場合は 5 年以内に段階的に調整する。6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 15 年 11 月 27 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 28 号の 1

公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)について

公立学校等の通学区域の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)
調整方針	小・中学校の通学区域は，当面現行のとおりとする。 ただし，桃生町西八反崎地区については，合併時において現に区域外 就学にある通学区域へ変更する。

平成 15 年 11 月 27 日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 29 号

公共的団体等の取扱い（協定項目 16）について

公共的団体等の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	公共的団体等の取扱い（協定項目 16）
調整方針	<p>公共的団体等の取扱い（社会福祉協議会を除く。）については，新市の一体性を確保するため，それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 1市6町の中で共通している団体は，できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし，実情により合併時に統合できない団体は，合併後速やかに統合又は再編するよう調整に努める。 <p>なお，統合又は再編に時間を要する団体は，将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none">2 各市町独自の目的を持った団体は，現行のとおりとする。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	16	協定項目の名称	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等の取扱い(社会福祉協議会を除く。)については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整する。</p> <p>1 1市6町の中で共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編するよう調整に努める。</p> <p>なお、統合又は再編に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p>		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
総務関係	消 防	石巻市婦人防火クラブ連絡協議会 石巻公仁会	河北町婦人防火クラブ 河北町消防後援隊	雄勝町婦人防火クラブ	河南町婦人防火クラブ連絡協議会
	総 務	石巻市自衛隊父母会 石巻市町内会連合会 石巻市渡波地区区長行政衛生連合会 稲井地区区長会 荻浜地区行政委員連合会 石巻市蛇田地区行政委員区長会	河北町自衛隊父母会 河北町行政区長会	雄勝町自衛隊父兄会 雄勝町区長会 雄勝町地区区長会連合会	河南町自衛隊父兄会 河南町行政連絡区長会
	交 通 防 犯	石巻市交通安全母の会連合会 石巻市防犯協会 石巻市交通安全都市推進協議会	河北町交通安全母の会 河北町防犯協会 河北町交通安全対策協議会	雄勝町交通安全母の会 雄勝町防犯協会 雄勝町交通安全対策協議会	河南町交通安全母の会 河南町防犯協会 河南町交通安全協会河南支部
	選 挙	石巻市明るい選挙推進協議会	河北町明るい選挙推進協議会	雄勝町明るい選挙推進協議会	河南町明るい選挙推進協議会
	財 務 関 係	税 務	石巻市納税貯蓄組合連合会	河北町納税貯蓄組合連合会	雄勝町納税貯蓄連合会
企画関係	企 画	すばらしい石巻を創る協議会 石巻市国際交流協会 まちづくり市民会議 石巻市統計協会 マンガを活かしたまちづくり推進協議会 「萬画の国」いいのまき推進委員会 向陽地区コミュニティ推進協議会 小竹地区コミュニティ推進協議会	すばしいかほくを創る協議会 河北町統計調査員協議会	すばらしいおがつを創る協議会 雄勝町統計調査員連絡協議会 雄勝地区コミュニティ推進協議会 雄勝町結婚相談連絡協議会	すばらしいかなんを創る協議会 河南町国際交流協会 和洲地区コミュニティ推進協議会
	生 活 環 境 関 係	住 民 生 活	石巻市権擁護委員協議会	石巻市権擁護委員協議会	石巻市権擁護委員協議会
保健福祉関係	環 境 衛 生	石巻市公衆衛生団体連合会 石巻市環境美化推進協議会 石巻市航空機騒音対策連絡協議会	河北町保健衛生連合会	雄勝町連合自治衛生会	河南町衛生組合連合会
	福 祉	宮城県連合遺族会石巻市支部 石巻市民生委員児童委員協議会 石巻市母子寡婦福祉連合会 石巻市身体障害者福祉協会 石巻市老人クラブ連合会 石巻市精神障害者家族会(さくら会) 宮城県傷痍軍人会石巻市支部 社会を明るくする運動実施委員会 石巻市保護司会 石巻市更生保護協会 石巻市更生保護婦人会 石巻市ボランティア連絡協議会 日本赤十字社宮城県支部石巻市地区 手をつなぐ親の会 石巻市やわらぎの会	河北町遺族会 河北町民生委員協議会 河北町母子福祉会 河北町身体障害者福祉協会 河北町老人クラブ連合会 傷痍軍人会河北町分会 社会を明るくする運動実施委員会 桃生地区保護司会 桃生北区更正保護協会 桃生北区更生保護婦人会 河北町ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻地区河北町分区 河北町手をつなぐ親の会 旧軍人軍属恩給欠格者全国連盟宮城県連合会河北支部 河北町ねたきり老人介護者家族の会	雄勝町遺族会 雄勝町民生委員協議会 雄勝町母子福祉会 雄勝町身体障害者福祉協会 雄勝町老人クラブ連合会 雄勝町傷痍軍人会 雄勝町傷痍軍人会同妻の会 雄勝町保護司会 桃生北区更生保護協会 桃生北区更生保護婦人会 雄勝町ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻地区雄勝町分区 雄勝町手をつなぐ親の会	河南町遺族会 河南町民生委員協議会 河南町母子福祉会 河南町身体障害者福祉協会 河南町老人クラブ連合会 傷い軍人会河南町分会 社会を明るくする運動実施委員会 桃生地区保護司会 桃生南区更正保護協会 桃生南区更生保護婦人会 河南町婦人ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻地区河南町分区 河南町手をつなぐ親の会
	保 健 医 療	石巻市食生活改善推進委員会 石巻市献血推進協議会 石巻市医師会 石巻歯科医師会	河北町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会	雄勝町食生活改善推進協議会 雄勝町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 雄勝町健康づくり推進協議会	河南町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 河南町健康づくり推進協議会

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会																																	
2 各市町独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">桃 生 町</th> <th style="width: 33%;">北 上 町</th> <th style="width: 33%;">牡 鹿 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桃生町婦人防火クラブ 桃生町消防後援会</td> <td>北上町防火クラブ</td> <td>新山婦人防火クラブ</td> </tr> <tr> <td>桃生町自衛隊父兄会 桃生町行政連絡区長会</td> <td>北上町自衛隊父兄会 北上町行政区長会</td> <td>牡鹿町自衛隊父兄会 牡鹿町行政区長連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>桃生町交通安全母の会 桃生町防犯協会 桃生町交通安全連絡協議会</td> <td>北上町交通安全母の会 北上町防犯協会 北上町交通安全対策協議会</td> <td>牡鹿町交通安全母の会 牡鹿町防犯協会 牡鹿町交通安全推進協議会</td> </tr> <tr> <td>桃生町明るい選挙推進協議会</td> <td>北上町明るい選挙推進協議会</td> <td>牡鹿町明るい選挙推進協議会</td> </tr> <tr> <td>桃生町納税貯蓄組合連合会</td> <td>北上町納税貯蓄組合連合会</td> <td>牡鹿町納税貯蓄組合連合会</td> </tr> <tr> <td>すばらしい桃生を創る会 桃生町国際交流協会</td> <td>すばらしいきたかみを創る協議会 にっこり国際交流友の会</td> <td>すばらしい牡鹿を創る協議会 網地島地区コミュニティ推進協議会</td> </tr> <tr> <td>石巻人権擁護委員協議会</td> <td>石巻人権擁護委員協議会</td> <td>石巻人権擁護委員協議会</td> </tr> <tr> <td>桃生町公衆衛生組合連合会</td> <td>北上町公衆衛生組合連合会</td> <td>牡鹿町公衆衛生組合連合会</td> </tr> <tr> <td>桃生町遺族会 桃生町民生委員協議会 桃生町母子福祉会 桃生町身体障害者福祉協会 桃生町老人クラブ連合会 桃生町傷痍軍人会</td> <td>北上町遺族会 北上町民生児童委員協議会 北上町母子福祉協会 北上町身体障害者福祉協会 北上町老人クラブ連合会 北上町傷痍軍人会 社会を明るくする運動実施委員会 桃生地区保護司会 桃生北区更正保護協会 桃生北区更生保護婦人会 北上町ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻市 地区北上町分 北上町手をつなぐ親の会</td> <td>牡鹿町遺族会 牡鹿町民生委員児童委員協議会 牡鹿町母子福祉会 牡鹿町身体障害者福祉協会 牡鹿町老人クラブ連合会 牡鹿町精神障害者家族会 宮城県傷痍軍人会牡鹿分会 石巻地区保護司会牡鹿分 区 更生保護婦人会 日本赤十字社宮城県支部石巻地 区牡鹿町分 区 牡鹿町手をつなぐ親の会 牡鹿町職親会</td> </tr> <tr> <td>桃生町食生活改善推進委員会 桃生町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 桃生町健康づくり推進協議会</td> <td>北上町食生活改善推進委員会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 北上町健康推進委員会</td> <td>牡鹿町食生活改善推進委員会 石巻市医師会 石巻歯科医師会 牡鹿町健康づくり推進協議会</td> </tr> </tbody> </table>			桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	桃生町婦人防火クラブ 桃生町消防後援会	北上町防火クラブ	新山婦人防火クラブ	桃生町自衛隊父兄会 桃生町行政連絡区長会	北上町自衛隊父兄会 北上町行政区長会	牡鹿町自衛隊父兄会 牡鹿町行政区長連絡協議会	桃生町交通安全母の会 桃生町防犯協会 桃生町交通安全連絡協議会	北上町交通安全母の会 北上町防犯協会 北上町交通安全対策協議会	牡鹿町交通安全母の会 牡鹿町防犯協会 牡鹿町交通安全推進協議会	桃生町明るい選挙推進協議会	北上町明るい選挙推進協議会	牡鹿町明るい選挙推進協議会	桃生町納税貯蓄組合連合会	北上町納税貯蓄組合連合会	牡鹿町納税貯蓄組合連合会	すばらしい桃生を創る会 桃生町国際交流協会	すばらしいきたかみを創る協議会 にっこり国際交流友の会	すばらしい牡鹿を創る協議会 網地島地区コミュニティ推進協議会	石巻人権擁護委員協議会	石巻人権擁護委員協議会	石巻人権擁護委員協議会	桃生町公衆衛生組合連合会	北上町公衆衛生組合連合会	牡鹿町公衆衛生組合連合会	桃生町遺族会 桃生町民生委員協議会 桃生町母子福祉会 桃生町身体障害者福祉協会 桃生町老人クラブ連合会 桃生町傷痍軍人会	北上町遺族会 北上町民生児童委員協議会 北上町母子福祉協会 北上町身体障害者福祉協会 北上町老人クラブ連合会 北上町傷痍軍人会 社会を明るくする運動実施委員会 桃生地区保護司会 桃生北区更正保護協会 桃生北区更生保護婦人会 北上町ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻市 地区北上町分 北上町手をつなぐ親の会	牡鹿町遺族会 牡鹿町民生委員児童委員協議会 牡鹿町母子福祉会 牡鹿町身体障害者福祉協会 牡鹿町老人クラブ連合会 牡鹿町精神障害者家族会 宮城県傷痍軍人会牡鹿分会 石巻地区保護司会牡鹿分 区 更生保護婦人会 日本赤十字社宮城県支部石巻地 区牡鹿町分 区 牡鹿町手をつなぐ親の会 牡鹿町職親会	桃生町食生活改善推進委員会 桃生町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 桃生町健康づくり推進協議会	北上町食生活改善推進委員会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 北上町健康推進委員会	牡鹿町食生活改善推進委員会 石巻市医師会 石巻歯科医師会 牡鹿町健康づくり推進協議会	<p>1 1市6町の中で共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編するよう調整に努める。 なお、統合又は再編に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2 各市町独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町																																		
桃生町婦人防火クラブ 桃生町消防後援会	北上町防火クラブ	新山婦人防火クラブ																																		
桃生町自衛隊父兄会 桃生町行政連絡区長会	北上町自衛隊父兄会 北上町行政区長会	牡鹿町自衛隊父兄会 牡鹿町行政区長連絡協議会																																		
桃生町交通安全母の会 桃生町防犯協会 桃生町交通安全連絡協議会	北上町交通安全母の会 北上町防犯協会 北上町交通安全対策協議会	牡鹿町交通安全母の会 牡鹿町防犯協会 牡鹿町交通安全推進協議会																																		
桃生町明るい選挙推進協議会	北上町明るい選挙推進協議会	牡鹿町明るい選挙推進協議会																																		
桃生町納税貯蓄組合連合会	北上町納税貯蓄組合連合会	牡鹿町納税貯蓄組合連合会																																		
すばらしい桃生を創る会 桃生町国際交流協会	すばらしいきたかみを創る協議会 にっこり国際交流友の会	すばらしい牡鹿を創る協議会 網地島地区コミュニティ推進協議会																																		
石巻人権擁護委員協議会	石巻人権擁護委員協議会	石巻人権擁護委員協議会																																		
桃生町公衆衛生組合連合会	北上町公衆衛生組合連合会	牡鹿町公衆衛生組合連合会																																		
桃生町遺族会 桃生町民生委員協議会 桃生町母子福祉会 桃生町身体障害者福祉協会 桃生町老人クラブ連合会 桃生町傷痍軍人会	北上町遺族会 北上町民生児童委員協議会 北上町母子福祉協会 北上町身体障害者福祉協会 北上町老人クラブ連合会 北上町傷痍軍人会 社会を明るくする運動実施委員会 桃生地区保護司会 桃生北区更正保護協会 桃生北区更生保護婦人会 北上町ボランティア友の会 日本赤十字社宮城県支部石巻市 地区北上町分 北上町手をつなぐ親の会	牡鹿町遺族会 牡鹿町民生委員児童委員協議会 牡鹿町母子福祉会 牡鹿町身体障害者福祉協会 牡鹿町老人クラブ連合会 牡鹿町精神障害者家族会 宮城県傷痍軍人会牡鹿分会 石巻地区保護司会牡鹿分 区 更生保護婦人会 日本赤十字社宮城県支部石巻地 区牡鹿町分 区 牡鹿町手をつなぐ親の会 牡鹿町職親会																																		
桃生町食生活改善推進委員会 桃生町献血推進協議会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 桃生町健康づくり推進協議会	北上町食生活改善推進委員会 桃生郡医師会 石巻歯科医師会 北上町健康推進委員会	牡鹿町食生活改善推進委員会 石巻市医師会 石巻歯科医師会 牡鹿町健康づくり推進協議会																																		

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	16	協定項目の名称	公共的団体等の取扱い
---------	----	---------	------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
産業 関係	商 工 観 光	石巻商工会議所 稲井商工会 石巻観光協会 石巻市シルバー人材センター	河北町商工会 河北町観光協会 河北町物産開発振興協議会	雄勝町商工会 雄勝町観光協会	河南町商工会 河南町観光協会 河南町シルバー人材センター
建設 関係	建 設	石巻市河川愛護連合会	河北町河川愛護会 河北町道路愛護会	雄勝町味噌作地区河川愛護会 雄勝地区道路愛護連合会	河南町道路愛護会
産業 関係	農 林 水 産	石巻市認定農業者連絡協議会 石巻市病害虫防除協議会 石巻市農業生産基盤整備推進協議会 石巻市森林整備推進協議会 北上川水系さけ・ます増殖協会 石巻市東部漁業協同組合 石巻地区漁業協同組合 石巻湾漁業協同組合	河北町認定農業者連絡協議会 河北町緑化推進委員会 河北町農業振興協議会 河北町は場整備事業推進協議会 追波川水系さけ・ます増殖協会 河北町漁業協同組合 北上追波漁業協同組合	雄勝町緑化推進委員会 追波川水系さけ・ます増殖協会 雄勝町東部漁業協同組合 雄勝町雄勝湾漁業協同組合	河南町認定農業者連絡協議会 河南町緑化推進委員会 河南町病害虫防除協議会 河南町農政対策協議会 河南町農業生産基盤整備推進協議会 河南町農作物有害鳥獣対策協議会 河南町農業研究団体活動連絡協議会 北上川水系さけ・ます増殖協会
教育 関係	学 校 教 育	石巻市視聴覚教育推進協議会 石巻市父母教師連合会	河北地区視聴覚協議会 小中学校父母教師会連絡協議会	雄勝町視聴覚協議会	河南町視聴覚教育協議会 河南町父母教師会連絡協議会
	社 会 教 育	石巻市文化協会 石巻市子ども会育成会連絡協議会 石巻市地域婦人団体連絡協議会 石巻市青少年健全育成市民会議 石巻市父母教師会連合会	河北町文化協会 河北町子ども会育成連合会 飯野川婦人会、二俣婦人会 河北町小中学校区健全育成協議会 河北町父母教師会連絡教師会	雄勝町文化協会 雄勝町子供会育成連絡協議会 雄勝町連合婦人会 雄勝町青少年問題協議会 雄勝町父母教師会連合会	河南町文化協会 河南町子ども会育成連合会 河南町婦人会連絡協議会 河南町青少年問題 河南町父母教師会連絡協議会 河南町連合青年団
	体 育 振 興	石巻市体育協会	河北町体育協会	雄勝町体育協会	河南町体育協会
そ の 他	農 業 委 員 会	石巻市農業者年金加入者協議会	河北町農業者年金加入者協議会		河南町農業者年金加入者協議会

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
況			
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町商工会 桃生町物産観光協会	北上町商工会 北上町観光協会	牡鹿町商工会 牡鹿町観光協会	
桃生町河川愛護団体連合会 桃生町道路愛護連合会	北上町河川愛護団体連絡協議会 北上町道路愛護連合会	牡鹿町十八成地区河川愛護会 牡鹿町道路愛護連合会 牡鹿町下水道推進協議会 (合併時に廃止)	
桃生町認定農業者連絡協議会 桃生町緑化推進委員会 桃生町農業振興協議会 桃生町6期・7期・8期地区アグリセンター 倉埵地域活性化委員会 北上川水系さけ・ます増殖協会	北上町認定農業者連絡協議会 北上町緑化推進委員会 北上町病害虫防除協議会 北上町ほ場整備事業推進協議会 追波川水系さけ・ます増殖協会 北上町十三浜漁業共同組合	牡鹿町認定農業者連絡協議会 牡鹿町緑化推進委員会 鮫浦湾鮭鱒増殖協会 牡鹿漁業協同組合 網地島漁業協同組合 表浜漁業協同組合 谷川漁業協同組合 牡鹿町泊浜漁業協同組合 鮫浦漁業協同組合 前網漁業協同組合 牡鹿町寄磯漁業協同組合 牡鹿町水産公社	
桃生町父母教師会連合会	北上地区視聴覚協議会 北上町連合父母教師会	牡鹿町視聴覚教育協議会 牡鹿町父母教師会連絡協議会	
桃生町文化協会 桃生町子ども会育成連合会 桃生町婦人会 地域ぐるみ青少年健全育成協議会 桃生町父母教師会連合会 寺崎青年会	北上町文化協会 北上町子供会育成連合会 北上町連合父母教師会	牡鹿町芸術文化協会 牡鹿町子ども会育成連合会 牡鹿町婦人会連絡協議会 青少年健全育成町民会議 牡鹿町父母教師会連絡教師会	
桃生町体育協会	北上町体育協会	牡鹿町体育協会	
桃生町農業者年金加入者協議会	北上町農業者年金加入者協議会		

「公共的団体等の取扱い」について

1 提案理由

公共的団体等については、市町の合併に際して新市の一体性を速やかに確立するため、その総合調整を図るよう努める必要があります。また、地方自治法上、普通地方公共団体の長は行政との適切な調和・協力のもとでよりよい地域を作るためにも公共的団体等を指揮監督することができることとされていることから、公共的団体等の基本的あり方として次のとおり提案するものとします。

- (1) 1市6町に共通している団体は、次のとおりに区分し、調整に努めるものとします。

法令により組織の一体性が義務づけられている団体

市町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体については、合併した時点で区域も1つになり、新市の一体性確立の面から合併時までできる限り法に沿った統合整備に努める必要があります。

ただし、実情により合併時まで統合又は再編できない団体については、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努めるものとします。

法令に義務づけはないが共通の目的を持ち、合併による一体性が望ましい団体

各団体のあり方、実情を尊重し、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるものとします。ただし、各団体の事情により統合に時間を要する団体については、実情を尊重するうえで、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとします。

- (2) 1市6町で独自の目的をもった団体については、地域性の高いものや特定分野を守備範囲とする団体であり、その団体独自の設立の趣旨を尊重し、現行のとおりとするものとします。

2 公共的団体の定義

「公共的団体等」とは、その市町村の区域内にある農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるか否かを問わないとされています。なお、「公共的団体の取扱い」には、公社・事業団・第3セクター等及び社会福祉協議会を含みません。これらは、別の協定項目で検討・確認されます。

3 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、以下の観点から整理を行うこととします。

市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

例：社会福祉協議会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等団体の設置について、市町が関与しているもの

例：シルバー人材センター、交通安全協会、国際交流協会等市町村の事業に大きく関与しているもの

例：観光協会、体育協会、文化協会等

4 留意事項

合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしています。（＝公共的団体等の努力義務）

地方自治法第157条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることから、できる限り公共的団体等の統合がなされるよう理解を求める必要があります。

【解説】

- ・ 「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいうのであって、公共的団体の内部組織（例えば役員を選任行為）には及ばない。（行政実例 昭和29年7月26日）
- ・ 「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これらの公共的団体相互間の統合調整を図るばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして、当該普通地方公共団体と行政との間に適切な調和と強調を保つためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。（行政実例 昭和24年1月13日）

5 参考

商工会議所・商工会

商工会議所の地区は原則として市の区域（商工会議所法第8条）、商工会の地区は原則として1つの町村の区域（商工会法第7条）であり、通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。

市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併後の新市町村の区域とするための定款変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、従前の区域とする特例が定められており、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することとなります。（商工会議所法第8条の2、商工会法第8条）

しかしながら、新市町村の一体的な発展を図るためには、できるだけ統合に向けた取組みに努めることが求められています。

昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例であります。

6. 関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国，都道府県等の協力等）

第16条

（第1項～第7項 省略）

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は，市町村の合併に際しては，合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備を図るように努めなければならない。

【解説】

合併市町村において，いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは，新市の一体性の確立のうえから好ましくないので，本規定が設けられている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

第157号 普通地方公共団体の長は，当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため，これを指揮監督することができる。

- 2 前項の場合において必要があるときは，普通地方公共団体の長は，当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ，書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【解説】

「総合調整を図るため，これを指揮監督する」とは，これら公共的団体相互間の総合調整を図るばかりでなく，これら公共的団体の産業，経済，文化，社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめる為にも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）

（目的）

第1条 この法律は，適正かつ能率的な事務経営を行うことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため，農業協同組合の合併についての援助，合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて，農業行動組合の合併の促進を図ることを目的とする。

森林組合合併助成法（昭和38年法律第38号）

（目的）

第1条 この法律は，適正な事業経営を行うことができる森林組合を広範に育成して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため，森林組合の合併についての援助，合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて，森林組合の合併の促進を図ることを目的とする。

漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）

（目的）

第1条 この法律は、適正な事業経営を行うことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する共同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（昭和28年法律143号）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設置後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法（昭和35年法律第89号）

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設置後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。）の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

7. 先進事例

【新潟県 新潟市（平成13年1月1日合併）】

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

【山口県 周南市（平成15年4月21日合併）】

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

【長崎県 下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日合併予定）】

（総務関係）

交通安全母の会連合会、防犯協会については、合併までに統合できるよう調整に努める。

（環境衛生関係）

地区衛生組織連合会については、合併までに統合できるよう調整に努める。

（商工観光関係）

商工団体については、合併後に統合できるよう調整に努める。

観光協会については、合併後に統合できるよう調整に努める。

（福祉保健関係）

社会福祉関係、高齢者福祉関係、母子・寡婦福祉関係の公共的団体等については、合併後に統合できるよう調整に努める。

傷患者福祉関係、その他の福祉関係の公共的団体等については、類似した団体については、合併後に統合できるよう調整に努め、独自の団体については、現行のとおりとする。

（農林水産関係）

農務関係の公共的団体等については、合併後に統合できるよう調整に努める。

林務関係の公共的団体等については、合併後に統合できるよう調整に努める。

水産関係の公共的団体等については、合併後に統合できるよう調整に努める。

（教育関係）

学校給食会については、合併までに統合できるよう調整に努める。

奈留町中高一貫推進協議会については、現行のとおりとする。

P T A連合会等、体育協会、文化協会等、青少年健全育成協議会等、婦人会等、子ども育成会等、スポーツ少年団、青年団連合会等については、合併後に統合できるよう調整に努める。

【埼玉県 富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会（平成16年10月1日合併予定）】

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2市2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

2市2町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2市2町独自の団体は、現行のとおりとする。

協議第 30 号

慣行の取扱い（協定項目 19）について

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	慣行の取扱い（協定項目 19）
調整方針	慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 1 市章については、合併時に制定する。 2 市の花・木・鳥等については、新市において制定する。 3 市民憲章及び各種宣言については、新市において制定する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

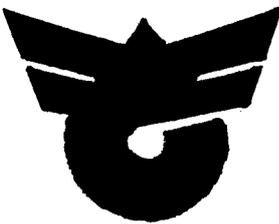
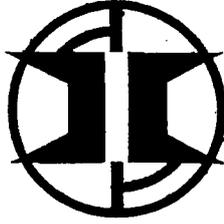
石 卷 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	19	協定項目の名称	慣 行 の 取 扱 い
調 整 方 針	慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 1 市章については、合併時に制定する。 2 市の花・木・鳥等については、新市において制定する。 3 市民憲章及び各種宣言については、新市において制定する。		

区分	各 市		町	
	石 卷 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
市章に関する事	 <p>(昭和9年4月制定) 【由来】 石巻の石を図案化し、月、星、太陽の三体を組み合わせ、市の限りない発展を象徴している。</p>	 <p>(昭和40年11月制定) 【由来】 河北町の『河』の文字をデザイン化したものである。</p>	 <p>(昭和39年10月制定) 【由来】 オガツの『オ』を図案化したもので、豊かな町を築こうとする気力を上と横に伸びる線で町民の和を下の円で、また波頭で水産業を象徴している。</p>	 <p>(昭和36年4月制定) 【由来】 カナンの文字を図案化したもので全体として和と統一、それに無限の発展、さらに現時点での安定と秩序を象徴している。</p>
市の花・木・鳥等に関する事	<p>市の花 ツツジ (昭和52年5月制定) 市民のいこいの場、日和山公園に古くから咲く花である。気軽に育てられ、初夏に明るくはなやかに咲ききそう姿は、市民生活にうるおいをあたえ、石巻市の調和のある発展にはかかせない、やさしい花である。</p>	<p>町の花 さくら (昭和60年11月制定) 「さくら」は亀ヶ森公園はじめ、町内各地に植樹されており、爛漫と咲き匂う桜花は町民の心をなごませ躍動の春を告げる。花が咲く時期には祭りを招き人々が憩い、地区民のコミュニケーションが深まり、和が広がる。さくらの花のもとに町民が集い、町の将来の希望と発展を語り合える町民の心を結ぶ最もふさわしい花として「さくら」を制定した。</p>	<p>町の花 浜ゆり(学名:スカシユリ) (平成4年12月制定) 「浜ゆり」は、海岸の岩場や草地で、オレンジ色に赤褐色の斑点を付けた美しい花で、古くから町民に親しまれています。</p>	<p>町の花 さくら (昭和59年12月制定) 旭山公園をはじめ町内に多いのは、ソメイヨシノです。さくらは今も日本を代表する花として愛されています。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

の	現	況	調整の具体的内容
<p>桃生町</p> <p>町章</p>  <p>(昭和40年3月制定) 【由来】 「も」を図案化したもので、両翼は飛躍発展、下方の円は融和と団結、それに町を囲んで流れる新旧北上川の清流、中心上部の鋭角は将来への限りなく前進を表している。</p>	<p>北上町</p> <p>町章</p>  <p>(昭和57年12月制定) 【由来】 北上町の「北上」を図案化したものです。中央は「北」を表わし、円の中心から外へ向けて鋭角に太く伸びているのは、町の安泰と限りなく力強い飛躍を意味しています。 円形は「上」の字を配列したもので、円を接続しているのは平和への願いと、町民の融和を表わしています。</p>	<p>牡鹿町</p> <p>町章</p>  <p>(昭和42年6月制定) 【由来】 牡鹿町の頭文字「牡」を力強く図案化したもので、円形は町民の和合と町の躍進を表徴している。</p>	<p>市章については、合併時に制定する。</p>
<p>町の花</p> <p>きく</p> <p>(昭和55年11月制定) 昔から国の花として親しまれており、丈夫で長持ちし、一般家庭で栽培される多年草。町の清潔を表す。</p>	<p>町の花</p> <p>はまぎく</p> <p>(昭和57年12月制定) きく科の多年性草本で、十三浜地区の海浜に多く見られる。高さは30~60cmで、秋に直径6cmほどの白い花を咲かせる。</p>	<p>町の花</p> <p>ゆり</p> <p>(昭和60年11月制定) 緑多いわが町は、自然の息吹に満ちている。濃緑の山肌に白い百合が咲く風情は見る者の心を和ませる。</p>	<p>市の花・木・鳥等については、新市において制定する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	19	協定項目の名称	慣行の取扱い
---------	----	---------	--------

区分	各 市 町			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
市の花・木・鳥等に関すること(続き)	<p>市の木 クロマツ (昭和52年5月制定) 藩政時代から長浜海岸を白砂青松の代名詞として日本百景の一つに数えられ、石巻を塩害から守り、市政発展を見守り支えてきた木である。太陽に向かい、風雪に耐えて大地にしっかりと根をおろして大きく成長する姿は、過去と未来のみなとまち石巻の発展を象徴する。</p>	<p>町の木 かしわ (昭和60年11月制定) 「かしわ」は、当地域を統治した領主葛西氏の家紋で町内小・中・高校の校章として、また5校(飯野川一小、大谷地小、飯野川中、大川中、飯野川高校)の校木として制定されており、古くから町民に親しまれている木である。今日までの河北町の歴史的価値を意義づけながら末永くこの地に残すべき木として「かしわ」を制定した。</p>	<p>町の木 ゆずり葉 (平成4年12月制定) 「ゆずり葉」は、暖地性常緑樹群落の北限地「八景島」に繁殖し、新しい葉が開いてから、あとを譲るように古い葉が落ちるのでこの名が付いており、町民の目を楽しませています。</p>	<p>町の木 まつ (昭和59年12月制定) 丘陵地帯に多く自生するのは、アカマツです。松の緑は千年変わりなく、古くから人生長寿を祝うものとされています。</p>
	<p>市の鳥 (制定なし)</p>	<p>町の鳥 白鳥 (昭和60年11月制定) 「白鳥」はわが町への他国からの来客であり、幻想的な使者でもある。富士沼をはじめ町内各河川、沼に飛来し、その優雅な姿は町民から親しまれている。町内愛鳥保護団体の有志をはじめ、小中学生等、町民のあたたかい心づかいで餌付けがなされ、それに応えるように毎年飛来している。この地を忘れず郷土を愛する町民となることを願い「白鳥」を制定した。</p>	<p>町の鳥 磯ひよどり (平成4年12月制定) 「磯ひよどり」は、ヒヨドリ科の鳥で体の色は青灰色をしており、「びーよ、びーよ」とさえずり、町民から愛されています。</p>	<p>町の鳥 しらさぎ (昭和59年12月制定) 通年生息しているのは、保護鳥のコサギです。しらさぎの白い清らかな姿は、田園の点景としても親しまれています。</p>
	<p>市の魚 (制定なし)</p>	<p>町の魚 (制定なし)</p>	<p>町の魚 どんこ(学名:エゾイソアイナメ) (平成4年12月制定) 「どんこ」は、荒磯でその姿を目にすることができ、体が黒っぽく、形がナマズに似ているのが特徴で、町民に親しまれています。</p>	<p>町の魚 (制定なし)</p>
	<p>市の獣 (制定なし)</p>	<p>町の獣 (制定なし)</p>	<p>町の獣 (制定なし)</p>	<p>町の獣 (制定なし)</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
-------	------	------	-------

の 桃生町	現 北上町	況 牡鹿町	調整の具体的内容
<p>町の木 まつ (昭和55年11月制定) 町内に広く自生し、植立山公園の松原に代表される。一年を通じて緑をたたえ、剛健・長寿を表す。</p>	<p>町の木 松(ひめこまつ) (昭和57年12月制定) 常緑高木で、高さは20～30m。樹皮は黒灰色で、五葉松に似ており、町内の山間部に多く分布する。</p>	<p>町の木 まつ (昭和60年11月制定) 白波くだける磯に亭々とそびえる松。一年中緑を絶やさないその雄々しい姿は、わが町の永遠の発展を表している。</p>	
<p>町の鳥 ひばり (昭和55年11月制定) 野原、田畑に生息し、天高くさえずる声は田園風景によく似合っている。町の発展、希望を表す。</p>	<p>町の鳥 いぬわし (昭和57年12月制定) わしたか科の大型の猛禽で、両翼長約2m。国の天然記念物に指定されており、町の北東部に位置する翁倉山で生息が確認されている。</p>	<p>町の鳥 カモメ (昭和60年11月制定) 海の青、空の青をバックに飛ぶカモメの白、その姿は爽快そのものです。わが町では数多くのカモメが見られます。</p>	
<p>町の魚 (制定なし)</p>	<p>町の魚 (制定なし)</p>	<p>町の魚介 カキ (昭和60年11月制定) リアスの入江は魚介の宝庫。カキは牡鹿の荒波が育んだ海の味覚の白眉だ。</p>	
<p>町の獣 (制定なし)</p>	<p>町の獣 (制定なし)</p>	<p>町の獣 鹿 (昭和60年11月制定) 霊島金華山には、黄金山神社の神鹿として、500頭余りの野生ニホンジカが生息している。</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	19	協定項目の名称	慣行の取扱い
---------	----	---------	--------

区分	各 市 町			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
市民憲章に関する事	<p>市民憲章 (昭和55年3月制定)</p> <p>わたしたちは、北上川河口の美しいみなとまち・石巻の市民です。 わたしたちは、このまちを愛し、力をあわせて「大いなるふるさと・石巻」をつくるために、この憲章をさだめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 わたくしたちは、明るくあいさつのできる市民になります。 一 わたくしたちは、やくそくを守る市民になります。 一 わたくしたちは、自然を大切にします市民になります。 一 わたくしたちは、働くよこびをもつ市民になります。 一 わたくしたちは、豊かな心をそだてる市民になります。 	<p>町民憲章 (昭和50年11月制定)</p> <p>わたくしたちは、恵まれた自然と祖先の歩みを受けつぎ、限りない北上川の流れと共に繁栄する河北町民であることに誇りと自覚をもち、人間性豊かな町を築くため、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 山紫水明の風土をいかし、健康で住みよい町を作ります。 1. 隣人を愛し、互いに助け合い、生産にはげみ豊かな町を作ります。 1. 老人を敬い、青少年に希望をもたせる明るい町を作ります。 1. きまりを守り、よい習慣を育て、安全で清潔な町を作ります。 1. 教養を深め、情操豊かな教育文化の香り高い町を作ります。 	<p>町民憲章 (昭和56年11月制定)</p> <p>わたくしたちは、青い海・緑の山の美しい自然に恵まれた歴史と伝統の町、雄勝町の町民です。 わたくしたちは、この町を愛し、力をあわせて豊かな住みよいふるさとをつくるため、町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. わたくしたちは、豊かな心を養い、健康なからだをつくりまします。 1. わたくしたちは、仕事にはげみ、やすらぎのある家庭をつくりまします。 1. わたくしたちは、きまりを守り、よい習慣をつくりまします。 1. わたくしたちは、自然や文化を大切に、美しい環境をつくりまします。 1. わたくしたちは、互いにたすけあい、明るい社会をつくりまします。 	<p>町民憲章 (昭和59年12月制定)</p> <p>わたくしたちは、北上川の南にひろがる田園とみどりの丘が美しいふるさと河南の町民です。 わたくしたちは、このふるさとの自然と歴史を大切に、力をあわせて明るい豊かな町をつくるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、わたくしたちは、明るくあいさつする町民になります。 一、わたくしたちは、きまりを守る町民になります。 一、わたくしたちは、働くよこびをもつ町民になります。
宣言に関する事	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全都市宣言 (S39.7.1) ・暴力追放都市宣言 (S56.6.23) ・非核平和都市宣言 (S61.3.5) ・ゆとり創造都市宣言 (H7.9.20) 	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米輸入自由化反対の町宣言 (H3.3.12) 	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <p>(該当なし)</p>	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非核・平和の町宣言 (H14.12.11) ・暴走族追放に関する宣言 (S55.9.30)

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
の 桃 生 町	現 北 上 町	況 牡 鹿 町	調整の具体的内容
<p>町民憲章 (昭和55年11月制定)</p> <p>わたくしたちは、北上川にかこまれた美しい自然と歴史的伝統をもつ桃生町の町民であることを誇りとします。</p> <p>この町をこよなく愛し、力をあわせて、豊かな住みよい「田園のふるさと」を築くためこの憲章を定めます。</p> <p>1. わたくしたちは 互いに助け合い 住みよい町をつくります</p> <p>1. わたくしたちは きまりを守り 明るい町をつくります</p> <p>1. わたくしたちは 自然を大切に し きれいな町をつくります</p> <p>1. わたくしたちは 健康で働き 豊かな町をつくります</p> <p>1. わたくしたちは 教養を高め 文化の高い町をつくります</p>	<p>町民憲章 (昭和57年12月制定)</p> <p>美しい自然に恵まれた、永遠の郷土北上町を愛し、平和への願いをこめて、この憲章を定めます。</p> <p>一、わたくしたちは 健康につとめ やすらぎのある町をつくります。</p> <p>一、わたくしたちは 美しい自然を大切に し 暮らし豊かな住みよい町をつくります。</p> <p>一、わたくしたちは きまりを守り 教養を深め誇り高い町をつくります。</p> <p>一、わたくしたちは おとしよりを敬い 若い力を育て生きがいのある町をつくります。</p>	<p>町民憲章 (昭和60年11月制定)</p> <p>わたくしたちは、無限の宝庫太平洋と緑豊かな山なみにはぐくまれた牡鹿の町民です。</p> <p>先人のきずいた輝かしい文化と伝統を大切に し、平和で活力に富む町を創るために、この憲章をさだめます。</p> <p>一 わたくしたちは、健康で働くよるこびをもつ町民になります。</p> <p>一 わたくしたちは、明るくあいさつし、きまりを守る町民になります。</p> <p>一 わたくしたちは、思いやりのある、心ゆたかな町民になります。</p> <p>一 わたくしたちは、教養をたかめ、文化の向上につとめる町民になります。</p> <p>一 わたくしたちは、自然を大切に し、住みよい町をつくる町民になります。</p>	<p>市民憲章については、新市において制定する。</p>
<p>これまでに議決した主な宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の町宣言 (S 37 . 12 . 17) ・非核・平和宣言 (H 13 . 3 . 16) ・米輸入自由化反対の町宣言 (H 3 . 3 . 14) ・青少年非行化防止・暴走族追放に関する宣言 (H 10 . 6 . 18) 	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <p>(該当なし)</p>	<p>これまでに議決した主な宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の町宣言 (H 1 . 6 . 22) 	<p>各種宣言については、新市において制定する。</p>

慣行の取扱いについて

1 提案理由

慣行については、各地域の歴史や伝統文化などといった個々の地域特性に即して定められており、その結びつきから住民との愛着が深いため、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮して調整する必要があります。

よって、慣行の取扱いについては、合併後の一体性の確保の観点から、次のとおり提案するものとします。

(1) 市章

市章は、新市のシンボルとなるものであり、各種行事の際に掲げる市旗や新市において発行する住民票、封筒などには、それを図案化されたものが入れ込んであります。そのため、新市が誕生した時点での各種事務に支障をきたさないよう、新市の名称が決定後速やかに市章制定に関する検討を始め、合併時まで決定し、新市において制定するとするものです。

(2) 市の花・木・鳥等

花・木・鳥等は、古くから住民に親しまれており、また、地域の特性や個性と結びつきが深いものです。そのため、採用方法については、新市移行後、現行市町のもの踏まえながら広く地域住民の意見を聴くために公募とし、新市において制定するとするものです。

(3) 市民憲章及び各種宣言

市民憲章及び各種宣言については、新市の基本姿勢となるものであることから、新市において制定するとするものです。

なお、新憲章の制定後は、広く住民に周知するための方法も検討することとします。

2 先進事例

【埼玉県さいたま市（平成13年5月1日合併）】

- (1) 市章，市の木，市の花等の象徴的事項については，新市において検討するものとする。
- (2) 市民憲章及び都市宣言については，新市において検討する。
- (3) 名誉市民，市民栄誉賞，文化賞及び市制功労賞については，新市において継続する。

【山梨県南アルプス市（平成15年4月1日合併）】

- (1) 町村章，憲章の取扱いについては，現行町村のものを踏まえながら，市制施行後，広く意見を聞く中で新たに制定する。

【岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日合併予定）】

- (1) 市章は，新市発足前に公募し決定する。
- (2) 市民憲章，市の木，花，鳥及び宣言は，新市において調整する。

【新潟県佐渡市町村合併協議会（平成16年3月1日合併予定）】

- (1) 市章については，合併時までに公募し協議会で決定する。
- (2) 市民憲章については，合併後，新市において制度化を図る。
- (3) 市の花，木，鳥，魚については，合併後，新市において制度化を図る。

【広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日合併予定）】

- (1) 市章，市旗，表彰制度については，新市において早期に制定する。
- (2) 市民憲章，市木，市花，都市宣言等については，新市において検討する。

【石川県七尾・鹿北合併協議会（平成16年10月1日合併予定）】

- (1) 新市の市章，市民憲章，市の花木等及び市歌については，新市において新たに定めるものとする。
- (2) 新市の都市宣言及び表彰制度については，新市において調整し，定めるものとする。

【兵庫県柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

（平成16年11月1日合併予定）】

- (1) 市章は，合併時に定めるものとする。
- (2) 市民憲章，宣言，市木，市花，市鳥，市歌は，新市において検討するものとする。
- (3) 表彰については，新市に移行後，速やかに制度化を図るものとする。

協議第 3 1 号

窓口業務の取扱い（協定項目 25 - 8）について

窓口業務の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	窓口業務の取扱い（協定項目 25 - 8）について
調整方針	<p>窓口業務の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 窓口の取扱い業務については，住民サービスの低下を来たさないよう合併時までに調整する。2 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は，本庁並びに各総合支所及び現行の支所で，窓口業務として取扱う。3 窓口の開設時間は，午前 8 時 30 分からを基本とし，合併時までに調整する。開設時間の延長などを行う場合は新市において定める。4 閉庁時においても，戸籍届受付及び関連事務については宿日直代行員が取扱う。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-8	協定項目の名称	窓口業務の取扱い
調 整 方 針	<p>窓口業務の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 窓口の取扱い業務については、住民サービスの低下を来たさないよう合併時まで調整する。 2 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は、本庁並びに各総合支所及び現行の支所で、窓口業務として取扱う。 3 窓口の開設時間は、午前8時30分からを基本とし、合併時まで調整する。開設時間の延長などを行う場合は新市において定める。 4 閉庁時においても、戸籍届受付及び関連事務については宿日直代行員が取扱う。 		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1 窓口での取扱い業務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 改葬許可事務 斎場使用許可事務 自動車の臨時運行許可証の交付事務 介護保険事務 母子健康手帳交付事務 原付バイク関係事務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 改葬許可事務 介護保険事務 医療費助成事務 児童手当等受付事務 母子健康手帳交付事務 自動車の臨時運行許可証の交付事務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 改葬許可事務 葬斎場使用許可事務 介護保険事務 医療費助成事務 児童手当等受付事務 母子健康手帳交付事務 船員手帳交付等事務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 改葬許可事務 葬斎場使用許可事務 介護保険事務 医療費助成事務 児童手当等受付事務 母子健康手帳交付事務 都市計画図交付事務
2 窓口開設時間	8:30～17:00 (昼休みは交替で窓口対応) 毎週水曜日に窓口開設時間の2時間延長試行中 【取扱い事務】 ・住民票の写しの交付 ・印鑑証明書の交付 ・戸籍謄抄本の交付 (本庁管轄分)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)
3 閉庁時の取扱い	閉庁時は宿日直代行員が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:00～8:30 日直の代行員 8:30～17:00	閉庁時は日直者が戸籍届受付及び関連事務を処理 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行員が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行員が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15

協議事項調整内容総括表

専門部会名	生活環境部会	分科会名	住民生活分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
住民基本台帳事務 戸籍事務 国民年金事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 自動車の臨時運行 許可証の交付事務 医療費助成事務 児童手当等事務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 改葬許可事務 葬斎場使用許可事 務 介護保険事務 医療費助成事務 児童手当等受付事 務 母子健康手帳交付 事務	住民基本台帳事務 戸籍事務 外国人登録事務 印鑑登録事務 国民健康保険事務 国民年金事務 諸証明等交付事務 埋火葬許可事務 葬斎場使用許可事 務 介護保険事務 医療費助成事務 児童手当等受付事 務 船員手帳交付等事 務	1 窓口の取扱い業務については、住民サービスの低下を来たさないよう合併時までに調整する。 2 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は、本庁並びに各総合支所及び現行の支所で、窓口業務として取扱う。
8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口 対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対 応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対 応)	3 窓口の開設時間は、午前8時30分 からを基本とし、合併時までに調整す る。開設時間の延長などを行う場合は 新市において定める。
閉庁時は宿日直代行者 が戸籍届受付及び関連 事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行者 が戸籍届受付及び関連 事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は日直代行者が 戸籍届受付及び関連事 務を処理 日直の代行員 8:30～17:15	4 閉庁時においても、戸籍届受付及 び関連事務については宿日直代行員 が取扱う。

窓口業務の取扱いについて

1 提案の理由

住民基本台帳，戸籍，外国人登録，印鑑登録，埋火葬許可等の各種手続及び諸証明は社会生活に密着したものであり，役所に来て直接受けるサービスであることから，これらの主な窓口業務が新市の本庁並びに総合支所及び支所でどのようになるかは，生活に影響を及ぼすものであり，住民にとって関心のある事項です。

各市町においては，それぞれ主管課や窓口設置場所は異なるものの，住民が転入転出する際の届出，戸籍の届出，それらに付随して発生する窓口業務を何れも取扱っています。

窓口での取扱い業務，開設時間及び閉庁時の取扱いについて，合併により住民サービスの低下を来たさないよう調整することを提案するものです。

2 先進事例

登米地域合併協議会(H17.3.22 合併予定)

窓口業務については，全地域において住民サービスの低下を来たさないよう調整し，実施するものとする。

本庄由利1市7町合併協議会(H17.3.合併予定)

- 1 諸証明発行については，様式を統一して実施する。
- 2 諸証明交付手数料については，合併時に統一する。
- 3 臨時運行許可手続きについては，本庄市の例により実施する。

宇城西部5町合併協議会(H17.1.15 合併予定)

- 1 窓口業務については，小川町，豊野町の例により行い，組織体制，課・係の配置等を考慮して，住民サービスの低下を招かないように努めるものとする。
- 2 昼休みの対応については，次のとおりとする。
 - (1) 1人以上の輪番制で対応する等住民サービスの低下を招かないよう努める。
 - (2) 対応業務は，証明書発行等の業務とする。

協議第 3 2 号

高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12 ） について

高齢者福祉事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12 ）
調整方針	<p>高齢者福祉事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 老人保健福祉計画については，介護保険事業計画の見直しに合わせ，新市において策定する。なお，審議会・推進委員会等の組織については，一本化する。2. 長寿社会対策基金については，合併時に持ち寄り，一本化することとし，充当事業については，合併時までに調整する。3. ねたきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し，新市において介護予防・地域支え合い事業等により支援していく。4. 高齢者相談（訪問）については，他の代替施策への転換を図ることとし，合併時までに調整する。5. 介護予防・地域支え合い事業（自立支援ホームヘルプサービス，寝具洗濯乾燥消毒サービス，給食サービス，配食サービス，訪問理美容サービス，在宅高齢者等移動支援）については，新市においても継続して実施することとし，詳細は合併時までに調整する。6. バリアフリー住宅普及促進事業については，県の基準に統一したうえで継続実施することとし，詳細は合併時までに調整する。7. 高齢者等住宅整備資金貸付については，現行のとおり新市に引き継ぐが，合併後，新規貸付は実施せず，廃止の方向で新市において調整する。8. デイサービス事業（生きがい・ミニ）については，各地域の特色を活かしながら，また，ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については，制度を一本化し，新市においても継続して実施することとし，詳細は合併時までに調整する。

調整方針	<p>9. 老人クラブ(連合会・単位クラブ)の助成については、新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>10. 敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。</p> <p>敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の敬老会については、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>11. 生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>12. 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。</p> <p>ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防・生きがい対策の推進の中で新たな制度を検討する。</p> <p>13. 老人ホーム入所判定委員会については、新市において一本化したうえで継続して設置する。</p>
------	---

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
調 整 方 針	<p>高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人保健福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。 なお、審議会・推進委員会等の組織については、一本化する。 2. 長寿社会対策基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、充当事業については、合併時まで調整する。 3. ねたきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し、新市においては介護予防・地域支え合い事業等により支援していく。 4. 高齢者相談(訪問)については、他の代替施策への転換を図ることとし、合併時まで調整する。 5. 介護予防・地域支え合い事業(自立支援ホームヘルプサービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、給食サービス、配食サービス、訪問理美容サービス、在宅高齢者等移動支援)については、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。 6. バリアフリー住宅普及促進事業については、県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細は合併時まで調整する。 7. 高齢者等住宅整備資金貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、新規貸付は実施せず、廃止の方向で新市において調整する。 		

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(1)老人保健福祉計画に関すること	策定年度	H15年度	H15年度	H15年度	H15年度
	計画期間	H15～19	H15～19	H15～19	H15～19
	計画策定・推進体制	石巻市介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	河北町介護保険運営審議会・河北町老人福祉推進委員会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	雄勝町介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	河南町介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定
(2)長寿社会対策基金等に関すること	基金名	石巻市長寿社会対策基金	河北町長寿社会対策基金	雄勝町長寿社会対策基金	河南町福祉基金条例
	充当事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	在宅福祉等の普及、向上に関する事業 健康、生きがいづくりの推進に関する事業 ボランティア活動の活性化に関する事業	本格的な高齢化社会の到来対応した施策を推進するために必要な事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業
	H15.3末現在高	589,919,851円	253,117,008円	130,703,207円	206,632,129円
(3)ねたきり老人介護者等家族の会に関すること		該当なし	ねたきり老人介護者家族の会に対し補助金を交付年 90,000円 事務局等直接の関係はなし	該当なし	該当なし
(4)高齢者相談(訪問)に関すること		該当なし	愛の訪問員設置事業 【内容】 病弱等のため、日常生活に不安を抱える概ね65歳以上のひとり暮らし老人に対し、隣人の方に訪問員となり、安否確認、対話等を行う。 【対象者】30名 【報酬】月額1,500円を年度末に支給	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
<p>8. デイサービス事業(生きがい・ミニ)については、各地域の特色を活かしながら、また、ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>9. 老人クラブ(連合会・単位クラブ)の助成については、新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については合併時に統一することとし、詳細は、合併時までに調整する。</p> <p>10. 敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。また、敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の敬老会については、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>11. 生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>12. 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。なお、ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防・生きがい対策の推進の中で新たな制度を検討する。</p> <p>13. 老人ホーム入所判定委員会については、新市において一本化したうえで継続して実施する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
H15年度	H15年度	H15年度	介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。なお、審議会・推進委員会等の組織については、一本化する。
H15～19	H15～19	H15～19	
桃生町介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	北上町介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	牡鹿町介護保険運営審議会 老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画として策定	
桃生町高齢者福祉対策基金	北上町長寿社会対策基金	牡鹿町長寿社会福祉対策基金	基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、充当事業については、合併時までに調整する。
在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	
168,854,499円	133,052,000円	380,633,000円	
該当なし	該当なし	該当なし	補助金については合併時に廃止し、新市においては介護予防・地域支え合い事業等により支援していく。
老人福祉相談員の設置 【内容】 高齢者の日常生活上の相談、適切な助言指導を行う 【委託先】 桃生町社会福祉協議会 【予算】 190,000円 【回数】 毎月3回 (1日・10日・20日) 相談員5名で毎回3名従事	該当なし	該当なし	他の代替施策への転換を図ることとし、合併時までに調整する。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(5) 自立支援ホームヘルプサービス事業に関する事	対象者	該当なし(H14年度末で廃止)	介護保険で非該当となった概ね65歳以上の高齢者 老人福祉法第10条の4に基づく高齢者	老人福祉法に基づき、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者(65歳未満可の規定あり) 介護保険法で自立判定の65歳以上の一人暮らし老人等	おおむね65歳以上の単身世帯等に属する高齢者であって、日常生活の援助が必要な者
	サービス内容		・家事に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,買物,関係機関への連絡等) ・相談・助言に関する事	・家事・介護に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,身の周りの世話,買物,医療機関等との連絡,通院介助等) ・相談・助言に関する事	・家事・介護に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,身の周りの世話,買物,医療機関等との連絡,通院介助等) ・相談・助言に関する事
	利用回数		週1.5時間(月3回以内)	原則週1回	原則週1回
	利用者負担金		1時間当たり208円	介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	1時間当たり208円
	委託先及びH14年度実績	H14年度活動時間571時間	河北町社会福祉協議会 H14年度実績82時間 決算額125,460円	雄勝町社会福祉協議会 H14年度実績なし	河南町社会福祉協議会 H14年度実績2時間 決算額3,060円
(6) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰,心身の障害,傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者 本人が属する世帯が市民税非課税世帯の者	介護保険の要介護認定で要介護3,4,5のいずれかに認定された者	該当なし	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰,心身の障害,傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者 重度の身体障害のため臥床している65歳以上の者
	サービス内容	年2回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布各1枚セット)の洗濯,乾燥,消毒 の寝具の乾燥,消毒 又は を選択	年2回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布,マットレスまたはヘットマットの各1枚がセット)の洗濯,乾燥,消毒		年4回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布,各1枚セット)の洗濯,乾燥,消毒
	利用者負担金	460円(1割相当額) 210円(1割相当額)	630円(1割相当額)		0円
	H14年度実績	H15年度より実施	88人 498,960円		65人 409,500円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な者	介護保険で非該当となった概ね65歳以上の高齢者	介護保険制度化における「自立者」	新市においても継続して実施する。なお、サービス内容は、介護保険の要支援者を上限に、利用者負担は介護保険と同様に1割負担とし、詳細は合併時まで調整する。
ヘルパー支援 ・外出時の援助(外出、散歩の付き添い等) ・食事、食材の確保 ・その他簡易な日常生活の援助 シルバー派遣支援 ・家の庭の手入れ(庭、生け垣、庭木等) ・雪下ろし、除雪など	・家事に関すること(調理、衣類の洗濯、掃除、買物、関係機関への連絡等) ・相談・助言に関すること	・家事に関すること(調理、衣類の洗濯、掃除、買物、関係機関への連絡等) ・相談・助言に関すること	
ヘルパー支援 月1～2回 1時間程度 シルバー派遣支援 年3回 6時間以内	1週間に1回以上(実態調査により必要と認められた回数)	実態調査により必要と認められた回数	
介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	サービスの100分の10に相当する額	
せんだんの杜ものう シルバー人材センター H14年度実績40時間 決算額41,000円	北上町社会福祉協議会 H14年度実績なし		
概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 介護保険の要介護認定で要介護3、4、5のいずれかに認定された者	新市においても継続して実施する。なお、サービス内容は一人当たり年2回、利用者負担は1割とし、詳細は合併時まで調整する。
年2回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、マットまたはバットマット(ただし、スプリングなし)の各1枚がセット)の洗濯、乾燥、消毒 の寝具の乾燥、消毒 又は を 選 択	年2回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、各1枚セット)の洗濯、乾燥、消毒	年1回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、各1枚セット)の洗濯、乾燥、消毒	
540円(1割相当額) 340円(1割相当額)	600円(1割相当額)	0円	
1人 5,460円	85回 484,500円	10人 71,000円	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	
(7) 給食サービス事業に関する事	対象者	生きがい対応デイサービス事業利用者 ミニデイサービス事業利用者 遊びりテーション事業利用者	該当なし	該当なし
	サービス内容	ミニデイサービス等において利用する給食サービスの費用助成		
	利用者負担金	1食(回)当たり単価650円 うち委託(助成)額 300円 利用者負担額 350円		
	事業委託先	市内民間事業者 10事業者		
	H14年度利用実績等	延べ会食数6,136食 実利用人員668人 決算額 1,840,800円		
(8) 配食サービス事業に関する事	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯に属する者 心身の障害及び傷病、加齢その他の理由により食事の用意が困難な者 本人が属する世帯員全員が市民税非課税の者	町社会福祉協議会がボランティア友の会に委託して実施年7回程度4支部で実施(710食、対象116人、1食500円) 会食サービスも町社会福祉協議会で年1回支部ごとに実施(30食程度)	該当なし
	サービス内容	昼または夕食の1日1回、週7回までの希望回数のうち必要と認められた回数		
	利用者負担金	1食単価 700円 うち委託(助成)額 300円 利用者負担400円		
	事業委託先	民間事業者 3事業者		
	H14年度利用実績	年間延配食数8,910食 利用実人数150人 決算額 2,704,500円(H14年8月事業開始) 他に民生委員等ボランティアによる会食サービスも実施している。		
(9) 訪問理美容サービス事業に関する事	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 介護保険の要介護認定3, 4, 5のいずれかの認定者 本人が市民税非課税者	町社会福祉協議会で実施	該当なし
	サービス内容	1回当たり単価1,500円(出張経費として) 年4回 / 1人当たり上限		
	利用者負担	理美容料金実費		
	事業委託先	理・美容組合石巻支部のうち協力事業者		
	H14年度利用実績	H15年8月事業開始		

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時までに調整する。</p>
<p>概ね65歳以上の一人暮らし又は、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>一人当たり週4回(3回を限度：月・火・木・金)1回当たり1食を昼食時に配達</p> <p>1食単価350円 うち助成額150円利用者負担200円</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>年間延配食数 5,129食 利用実人数 47人 決算額 7,080,996円 町社会福祉協議会でも実施(月2回60人利用1食100円(H15年度は200円)) 会食サービスも町社会福祉協議会で年2回実施</p>	該当なし	<p>概ね65歳以上の一人暮らし又は、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>週2回</p> <p>1食単価700円 うち助成額500円利用者負担 200円</p> <p>民間事業者</p> <p>年間延配食数 3,623食 利用実人数 70人 決算額 1,811,500円</p>	<p>概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等</p> <p>月2回程度</p> <p>1食単価400円 うち助成額250円利用者負担 150円</p> <p>社協ボランティア</p> <p>年間延配食数820食 利用実人数 137人</p>	<p>新市においても継続して実施する。なお、民間事業者委託及びボランティア委託を併用することを基本に、詳細は合併時までに調整する。</p>
<p>概ね65歳以上 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している者 心身の障害等により自ら理容院または美容院を利用するのが困難な者</p> <p>1回当たり単価1,500円(出張経費として)年4回/1人当たり上限</p> <p>理美容料金実費</p> <p>河南町理容ボランティア会</p> <p>年間実対象者数 17人 実績 30人 45,000円</p>	<p>概ね65歳以上 自ら理容店、美容院に向くのが困難な者</p> <p>1回当たり単価1,500円(出張経費として)年4回/1人当たり理美容料金実費</p> <p>H14年度実績なし</p>	該当なし	該当なし	<p>新市においても継続して実施する。なお、1回当りの単価は1,500円、利用回数は年4回を上限とし、詳細は合併時までに調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	石巻市		河北町	現雄勝町
	(10)在宅高齢者等移動支援事業に関する事	<p>対象者 (次の要件を全て満たした者)</p> <p>65歳以上の高齢者 介護保険の要介護認定で要介護4または5と認定 本人が市民税非課税の者</p> <p>対象車両 寝台車、リフト付タクシー 患者等輸送限定の軽自動車</p> <p>助成内容 年間利用券:8枚交付(1枚当たり30分単位) 1枚当たり:交通費の9割を助成(利用基準額3,420円上限)</p> <p>利用者負担金 寝台車またはリフト付タクシー 助成額 3,080円 利用者 340円 患者等輸送限定の軽自動車 助成額 2,250円 利用者 250円 石巻広域圏を越える場合は距離制</p> <p>委託先及びH14年度実績 市内2事業者 寝台車・リフト付きタクシー104枚,患者等輸送限定軽自動車43枚 463,180円</p>	<p>身体、精神上著しい障害があるため、常時臥床しその状態が継続している者又は重度の歩行機能障害のため、車椅子等補助具を使用しなければ外出が困難な者</p> <p>車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)</p> <p>車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)</p> <p>・無料 (ただし、燃料費実費分は個人負担) ・利用の範囲 病院等への通院・入退院、社会福祉施設への通所・入退所、各種行事への参加、レクリエーション等</p> <p>河北町社会福祉協議会 利用人員41名 利用回数55回 委託料(車輛保守管理等経費のみ)</p>	該当なし
(11)バリアフリー住宅普及促進事業に関する事	<p>対象者 (次の要件を全て満たした者)</p> <p>介護保険の要介護認定で自立と認定された65歳以上の者 住宅の改良が必要と認められる者 本人が属する世帯員全員が市民税非課税の者</p> <p>サービス内容 改良に要した経費(20万円を上限)の9割を助成 【改修箇所】 浴室、玄関、洗面所、便所、廊下、階段、台所、居室等 H14年度実績 3件 303,525円</p>	該当なし	該当なし	
(12)高齢者等住宅整備資金貸付に関する事	該当なし	<p>(貸付対象者) 60歳以上の高齢者と障害者身体障害者手帳一級から四級・療育手帳A所持者と同居する者で、高齢者等の専用居住等を増改築又は改造することを真に必要とし、自力で整備をおこなうことが困難な者。 (貸付条件) 貸付限度額 2,000,000円 利率 財務省資金運用部資金の貸付利率を超えない範囲で、各年度において町長が定める率 償還期限 資金交付の月の翌月から起算して10年以内 償還方法 元利均等月賦償還。ただし、繰上げ償還することは妨げない。 (保証人) 2名 (その他) H5年から貸付なし</p>	該当なし	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
特に制限なし	老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車イスを利用している等、一般の交通機関を利用することが困難な者	介護保険の要介護3,4,5のいずれかに認定された者 町民税非課税の者	該当なし	新市においても利用券制(業者委託)及び寝台車貸出制を併用し、継続して実施する。なお、利用券制の対象者は要介護3,4,5に、利用枚数については年間8枚を上限とし、詳細は合併時まで調整する。
車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)	桃生町社会福祉協議会所有車両を利用	寝台車、リフト付タクシー		
車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)	通院等に係る移送サービスを実施	年間利用券:12枚上限		
・無料 (ただし、燃料費実費分は個人負担)	・燃料代200円～600円(利用距離による) ・利用の範囲 自宅から25キロ以内とし、医療機関等までの移動	30分以内:町負担2,400円,利用者負担1,020円 1時間以内:町負担4,790円,利用者負担2,050円		
町直営	桃生町社会福祉協議会 利用人員30人 延べ回数110回 201,000円	業者 利用人数7人 延べ回数15回 113,850円		
該当なし	介護保険の要介護認定で自立と認定された65歳以上の者 住宅の改良が必要と認められる者 介護保険制度においては要援護と認定された者については介護保険サービスの限度額を超えた者	該当なし	該当なし	県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細は合併時まで調整する。
	改良に要した経費(35万円を上限)の9割を助成 【改修箇所】 浴室、玄関、洗面所、便所、廊下、階段、台所、居室等 H14年度実績なし			
該当なし	該当なし	該当なし	(貸付対象者) 60歳以上の高齢者と同居する者で、高齢者の専用居住等を増改築又は改造することを真に必要とし、自力で整備をおこなないことが困難な者。 (貸付条件) 貸付限度額2,000,000円 利率 財務省資金運用部資金の貸付利率を超えない範囲で、各年度において町長が定める率 償還期限 資金交付の月の翌月から起算して10年以内 償還方法 元利均等月賦償還。ただし、繰上げ償還することは妨げない。 (保証人) 2名 (その他) H10年9月(1件) 200万円	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、新規貸付は実施せず、廃止の方向で新市において調整する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	
(13-1) デイサービス事業に関すること (生きがいミニ) 【直営・委託事業】	事業名	生きがい対応サービス事業	ミニデイサービス事業	高齢者生きがい活動支援通所事業
	対象者	介護保険の要介護認定で要支援となった者を含む、おおむね自立者	介護保険の対象外となった65歳以上の在宅高齢者又は、在宅の日常生活自立度Jランク及びAランクに該当するもの	雄勝町に住所を有する者で、かつ、家に閉じこもりがちな高齢者
	サービス内容	各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導、送迎	講話、健康相談、保健指導、健康チェック、健康体操等健康づくりに関すること、レクリエーション、会食、趣味活動等、送迎	
	利用回数 実施箇所	週1回(7箇所)	週1回(4箇所)	
	利用料	原則無料(昼食等は実費自己負担) 給食サービス助成を利用	原則無料(昼食等は実費自己負担)	
	委託先等	石巻市社会福祉協議会 H14年度 延べ利用者 4,149人 H15年度予算額 20,725,000円	河北町社会福祉協議会 H14年度 延べ利用者 935人 H15年度予算額 3,239,000円	H14年度実績なし
(13-2) デイサービス事業に関すること (生きがいミニ) 【支援事業】	事業名	ミニデイサービス支援事業	河北町地域活動促進助成金交付事業	該当なし
	事業概要	<p>【概要】 介護予防または生活支援を要する高齢者に、家庭的な雰囲気や柔軟なきめ細かいサービスを提供するため、石巻市社会福祉協議会の行うミニデイサービス支援事業に対し補助金を交付</p> <p>【補助金額】 ミニデイサービスを利用した延べ人数に一人当たり780円を乗じて得た額を上限に交付 (参考)H14年度交付実績 1団体 H15年度予算額 1,404,000円</p>	<p>【概要】 より身近に利用できるサービスを在宅高齢者に提供し、自主活動事業を実施している団体又は実施しようとしている団体に対し運営費の一部として助成金を交付</p> <p>【交付対象】 ・在宅高齢者の心身機能維持向上を図る事業 ・在宅高齢者の閉じこもりの予防を図る事業等</p> <p>【助成金額等】 ・年額36千円以内 ・交付期間は、交付を受けた年度から3年以内 (参考)H14年度交付実績 4団体 H15年度予算額 288,000円</p>	

協議事項調整内容総括

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>生きがい対応デイサービス事業(委託)</p> <p>生きがい対応ミニデイサービス事業(町直営)</p>	<p>生きがい対応デイサービス事業</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p>	<p>生きがいデイサービス事業</p>	<p>新市においても継続して実施する。なお、対象者は、新市に住所を有するおおむね65歳以上で心身の機能がおおむね自立の者、利用者負担は原則1割負担とする。また、サービス内容については基本的な内容は統一し、各地域の特色を活かしながら実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</p>
<p>河南町に住所を有する60歳以上の者で居宅においてひとり暮らし等によりいえに閉じこもりがちなもの</p>	<p>在宅の虚弱及び痴呆性の高齢者並びにひとり暮らしの高齢者等</p>	<p>おおむね65歳以上の高齢者で、かつ家に閉じこもりがちな者</p>	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等であって介護保険法の適用外の者</p>	
<p>生きがい対応デイ生活に関する相談、指導等、日常動作訓練、教養講座、陶芸教室、健康チェック、送迎</p> <p>生きがい対応ミニデイ生活に関する相談・指導、遊びりテーション等による日常動作訓練、趣味、生きがい活動、健康チェック</p>	<p>各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導</p>	<p>各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導</p>	<p>各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導</p>	
<p>月2回(7箇所) 週2回(1箇所)</p>	<p>月1～2回(7箇所)</p>	<p>月1回(1箇所)</p>	<p>週3回(1箇所)</p>	
<p>原則無料(昼食等は実費自己負担)</p>	<p>原則無料(昼食等は実費自己負担)</p>	<p>1,000円</p>	<p>1回当り5,480円の100分の10相当額負担</p>	
<p>河南町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者3,364人 H15年度予算額9,522,000円 直営 H14年度延べ利用者1,646人</p>	<p>桃生町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者1,271人 H15年度予算額5,206,000円</p>	<p>北上町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者2,608人 H15年度予算額1,485,000円</p>	<p>医療法人とちの木病院 H14年度延べ利用者788人 H15年度予算額5,603,000円</p>	
<p>河南町ミニデイサービス支援事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
<p>【概要】 町内でミニデイサービスを行う者に対して補助金を交付 【支援対象団体】 2団体 H15年度予算額 1,080,000円</p> <p>他に町内で行われているミニデイサービス事業者の情報交換やミニデイサービスを担当する生活指導員の養成を図るため、生きがい対応ミニデイサービス活性化事業、生きがい対応ミニデイサービス生活指導員養成事業を実施している。</p>				

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町		
(14) 老人クラブの助成に関する事(連合会・単位クラブ)	加入者	4,082人	1,863人	500人	
	連合会助成内容	定額 172,800円 人数割 加入者一人 当たり60円 h15予算額425,000円	定額 687,000円 (ペタンク購入分含む)	定額 236,000円	
	単位クラブ数	99クラブ	34クラブ	8クラブ	
	単位クラブ助成内容	会員35名以上 年額41,400円(73クラブ) 会員35名未満 年額32,400円(26クラブ) 半島は適用外	年額60,000円	年額46,560円	
事務局	石巻市社会福祉協議会	河北町社会福祉協議会	雄勝町		
(15) 敬老事業に関する事	敬老祝金	77歳・88歳 一人当たり10,000円 101歳以上 一人当たり50,000円	77歳以上89歳まで 一人当たり5,000円 90歳以上99歳まで 一人当たり10,000円 100歳以上 一人当たり50,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	
	100歳特別敬老祝金	500,000円 記念品あり	1,000,000円	500,000円	
	弔慰金	77歳・88歳10,000円	なし	77歳5,000円 88歳10,000円	
	敬老記念品	なし	77歳	75歳, 85歳, 90歳以上	
	敬老会事業	実施時期	9月15日	9月15日	9月12日
		会場	石巻市民会館	河北町総合センター	雀島ホテル
		参加者	約1,200人	約700人	約400人
		式典内容	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 祝宴・演芸
	記念品・酒肴品・送迎	参加者へ記念品 送迎なし	招待者全員に記念品, 酒肴品 送迎あり	酒肴品を準備 送迎あり	
	敬老祝金 H15年度予算額	17,020,000円	10,140,000円	2,086,200円	
敬老会事業 H15年度予算額	2,825,000円	3,256,000円	2,039,000円		

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
1,583人	968人	587人	345人	<p>新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時まで調整する。</p>
定額 462,000円	定額 350,000円	定額 194,000円 人数割 加入者一人当たり70円 h15予算額238,000円	定額 291,000円	
35クラブ	16クラブ	12クラブ	13クラブ	
会員50名以上 30,000円 + 500円 × 会員数(16クラブ) 会員50名未満 25,000円 + 500円 × 会員数(18クラブ)	年額50,000円	年額46,560円	年額43,000円 小規模クラブ(25名以下)は年額36,000円	
河南町社会福祉協議会	桃生町社会福祉協議会	北上町社会福祉協議会	牡鹿町社会福祉協議会	<p>敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。また、敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、詳細は合併時まで調整する。</p>
77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり8,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	75歳以上 一人当たり5,000円	
1,000,000円 記念品あり	1,000,000円	500,000円	1,000,000円	
なし	77歳5,000円 88歳10,000円	なし	なし	
80歳, 90歳	新敬老者, 85歳, 90歳以上	75歳, 80歳, 88歳	77歳, 88歳, 99歳	
9月15日	9月11日	9月13日	9月14・15日	
町内各地区5会場	桃生町農業者トレーニングセンター	北上中学校体育館	町内15会場(地区集会所)	
約1,300人	約700人	約800人	約1,140人	
式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	
参加者に記念品・酒肴品 送迎あり	参加者に記念品 酒肴品を準備 送迎あり	招待者全員に記念品 酒肴品を準備 送迎あり	酒肴品を準備(婦人会に委託) 送迎なし	
3,727,000円	1,065,000円	1,079,000円	4,815,000円	
4,183,000円	1,368,300円	2,825,000円	4,106,000円	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(16)高齢者福祉施設に関すること(老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等)	該当なし	【設置箇所】 長面,間垣,沢田,吉野,成田,皿貝,後谷地,尾崎,三輪,本地,馬鞍,大土,北境 13地区 【管理運営等】 管理及び運営は設置行政区に委託	【設置箇所】 船越,大須,荒,羽坂,分浜,波板,名振,桑浜,立浜,明神 10地区 【管理運営等】 管理及び運営は,当該部落会に委託	【設置箇所】 須江,鹿又,北村,和淵,広淵,砂押,三軒谷地,根方,谷地中,箱清水 【管理運営等】 管理及び運営は,老人クラブに委託 【予算額】 H15年度(管理業務委託) 須江・北村・三軒谷地・根方・谷地中老人憩の家 各70,000円 鹿又・和淵・箱清水老人憩の家 各87,640円 広淵・砂押老人憩の家 各88,000円
ふれあいセンター	該当なし	【名称】河北町新田交流会館 【機能】 和室 2部屋,多目的ホール,調理室 【管理の委託】 地域住民が自主的に組織する交流会館管理運営委員会に委託 H15年度設置1箇所(釜谷地区)	該当なし	【名称】ふれあいセンター(梅木,和淵山根,依庭,柏木) 館ふれあいセンターは(H16年3月末完成) 【管理の委託】 センターごとに置かれるふれあいセンター管理運営委員会に委託 【管理】 センターの建物及び備品は,ふれあいセンター管理運営委員会において管理,それに要する費用は,すべて管理運営委員会の負担
老人福祉センター等 高齢福祉施設	【名称】老人福祉センター「寿楽荘」 【機能】図書室・娯楽室・娯楽談話室・機能回復室・集会室・浴室 【利用料】無料 【管理運営等】施設維持管理は石巻市 事業運営は石巻市社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度 (施設維持管理) 3,820,000円 (事業運営) 3,365,000円 計 7,185,000円	該当なし	該当なし	【名称】河南町老人福祉センター 【機能】栄養指導室・教養娯楽室・ゲートボール場・健康相談室・工作室・集会及び運動指導室・生活相談室・図書室 【利用料】有料(公共利用は無料,減免あり) 【管理運営等】 施設維持管理は河南町 事業運営は河南町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度(施設維持管理) 4,639,077円 (生きがい対応デイサービス運営事業) 9,521,433円 計 14,160,510円 【名称】河南町老人創作館 【設置箇所】北村,鹿又 【管理運営等】 各老人創作活動クラブに補助金交付 北村 70,000円 鹿又87,640円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【設置箇所】 向永井, 倉埜, 拾貫, 給人, 城内, 薬田, 新田, 櫻崎東, 入沢, 山田, 裏永井, 小池 【管理運営等】 管理及び運営は、老人クラブに委託</p>	<p>該当なし</p>	<p>【設置箇所】 高砂 / 給分地区、万寿園 / 小網倉地区、成寿園 / 十八成地区、喜樂園 / 泊地区) 【機能】集会室・会議室・調理室 【利用料】有料(公共利用は無料, 減免あり) (一般利用と営業利用で別料金) 【管理運営等】 (施設維持管理) 牡鹿町 管理人を委嘱 年間52,000円 【予算額】 H15年度 (4箇所年間施設維持管理費) 329,000円</p>	<p>生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時までに調整する。</p>
<p>【名称】神取いきいき交流センター 【機能】和室2部屋, 多目的ホール, 調理室 【管理の委託】地縁による団体地区町内会 H15年度中にもう1カ所設置(永井地区)</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
<p>【名称】桃生町地域福祉センター 【利用料】無料 【管理運営等】 施設維持管理 桃生町 事業運営 桃生町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度委託料 施設維持管理2,944,000円 事業運営6,171,000円 【名称】高齢者コミュニティセンター 「桃生訪問看護ステーション」と「希望の里(運営委員会)」に使用を許可している。維持管理の一部負担</p>	<p>【名称】高齢者生活福祉センター 【機能】高齢者創作室・調理室・浴室・介護教室・日常動作訓練室・居室8室 【利用料】有料(公共利用は無料) 【管理運営等】 施設の維持管理は北上町 事業運営は北上町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度 (施設維持管理費) 11,362,000円 (事業運営) 39,464,000円 (ホームヘルプサービス・ディサービス・生活支援ハウス運営事業を含む) 計 50,826,000円</p>	<p>【名称】網地島高齢者生活福祉センター 【機能】 介護支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供 洋室2室・和室2室(台所・トイレ付), その他:洗濯室・浴室・集会室・食堂等 【対象者】 60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。 【収容人員】 4室×2人=8人 【利用料】 収入により利用者負担が異なる。光熱水費は実費負担 【使用者の決定】 地域ケア会議の意見により決定</p>	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(17) 介護予防、生きがい関係事業に関する事	<p>老人の生きがいと創造の事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>(会 場) 総合福祉会館「みなと荘」</p> <p>(開講講座) 木工 18名, 陶芸 50名, 手芸 50名</p> <p>原則各講座週2回開催</p> <p>(対象者) 60歳以上の市民</p> <p>(受講料) 無料(ただし, 材料費は自己負担)</p> <p>(利用申込時期) 原則前年度3月末のみ</p> <p>【予算額】 H15年度 1,840,000円</p> <p>老人スポーツ大会</p> <p>【事業内容】</p> <p>(会場) 石巻市総合体育館</p> <p>(実施時期) 毎年 10月頃</p> <p>(競技内容) 10種目を10地区の老人クラブ連合で競技</p> <p>(参加者) 約1,200人</p> <p>【予算額】</p> <p>H15年度 135,000円</p> <p>ゲートボール広場設置奨励事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>H15年3月31日現在設置数 14箇所</p> <p>【予算額】 H15年度 0円</p> <p>他は保健事業等の中で実施</p>	<p>保健事業等の中で実施</p>	<p>保健事業等の中で実施</p>
(18) 入所判定委員会に関する事	<p>【委員構成】</p> <p>石巻保健所所長</p> <p>内科医師</p> <p>精神科医師</p> <p>老人福祉施設代表者</p> <p>保護課長</p> <p>高齢福祉係長 計 6名</p> <p>【任 期】 2年</p> <p>【事務局】 社会福祉事務所内</p> <p>(参考) 例年 年4回程度開催</p> <p>【予算額】</p> <p>H15年度 114,000円</p>	<p>【委員構成】</p> <p>石巻保健所所長</p> <p>内科医師</p> <p>精神科医師</p> <p>老人福祉施設長</p> <p>福祉課長</p> <p>老人福祉担当者</p> <p>計 6名</p> <p>【任 期】 2年</p> <p>【事務局】 福祉課内</p> <p>(参考)</p> <p>例年 年1回程度開催</p>	<p>雄勝町地域ケア会議のなかで開催</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>保健事業等の中で実施</p>	<p>保健事業等の中で実施</p>	<p>保健事業等の中で実施</p>	<p>牡鹿町老人スポーツ施設整備事業補助金(交付対象及び補助金交付額) ゲートボール競技場整備事業 1クラブ1箇所 100万円 総事業費から寄附金やその他の収入を控除した額が100万円に満たないときは、それに相当する額。 (交付の条件) 競技場用地が私人等から借地であるときは、その借入期間が10年以上であること。 他は保健事業の中で実施</p>	<p>老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。 なお、ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防・生きがい対策の推進の中で新たな制度を検討する。</p>
<p>【委員構成】 福祉課職員 医師等医療関係者 石巻保健福祉事務所担当者 老人福祉施設長</p> <p>【事務局】 福祉課内</p> <p>【予算額】 H15年度 63,000円</p>	<p>桃生町地域ケア会議のなかで開催</p>	<p>北上町地域ケア会議のなかで開催 【委員構成】 石巻保健所所長 内科医師 精神科医師 老人福祉施設長 福祉課長 老人福祉担当者 計6名 【事務局】保健福祉課内 【予算額】1,000円(参考) 入所者・待機者がおらず4年間開催実績なし</p>	<p>【委員構成】 石巻保健所長 内科医師 精神科医師 老人ホーム施設の代表者 保健福祉課長及び同課長補佐 在宅介護支援センター職員 計6名 【任期】2年 【事務局】町保健福祉課 (参考) 年1回から2回程度開催 【予算額】 H15年度 58,000円</p>	<p>新市においても老人ホーム入所判定委員会として一本化したうえで継続して設置する。なお、委員構成、報酬等については、合併時まで調整する。</p>

高齡者福祉事業の取扱いについて

1. 提案の理由

1市6町における65歳以上の高齡人口は、平成15年3月末現在で38,886人、総人口に占める割合は22.4%となっています。

高齡者福祉事業については、介護保険制度の開始により、生きがいや自立支援を主体としたサービスへと転換しており、各市町において国等の制度に準じたサービスのほか独自のサービスを実施しています。

新市においても高齡者が自分の住み慣れた地域で生きがいを持ち、可能なかぎり自立した生活を営むことができるまちづくりが必要と思われます。

このため、従来の実績を踏まえながら、域内全体の均衡が保たれるよう再編や統合を図ることを調整方針とします。

2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

高齡者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3. 1市6町の高齡人口

(h15.3末)

	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
60～64歳	8,131	739	389	1,092	519	256	412	11,538
65～69歳	7,748	921	486	1,253	550	282	468	11,708
70～74歳	6,359	976	434	1,234	648	304	471	10,426
75～79歳	4,587	858	395	1,099	487	295	417	8,138
80～84歳	2,769	490	212	600	306	198	276	4,851
85歳以上	2,028	466	221	473	270	114	191	3,763
60歳以上	31,622	4,450	2,137	5,751	2,780	1,449	2,235	50,424
割合%	26.7	33.1	39.7	31.8	32.2	32.9	41.6	29.0
65歳以上	23,491	3,711	1,748	4,659	2,261	1,193	1,823	38,886
割合%	19.8	27.6	32.5	25.8	26.2	27.1	33.9	22.4
75歳以上	9,384	1,814	828	2,172	1,063	607	884	16,752
割合%	7.9	13.5	15.4	12.0	12.3	13.8	16.4	9.6
65歳以上在宅ひとり暮らし	2,562	151	171	351	178	61	234	3,708
総人口	118,526	13,439	5,382	18,090	8,635	4,408	5,376	173,856

(宮城県市町村別高齡人口調より)

4. 他市先進事例

登米地域合併協議会

(1) 老人保健福祉計画

老人保健福祉計画については、平成 17 年度に見直し平成 18 年度から実施する。

(2) 配食サービス事業

配食サービス事業については、利用料金及び利用回数の限度を合併時に統一する。

(3) 外出支援サービス事業

外出支援サービス事業については、対象者や利用者負担を合併時に統一する。

(4) 軽度生活援助事業

軽度生活援助事業については、対象者や利用料金を合併時に統一する。

(5) 介護用品支給事業・老人日常生活用具給付等事業

介護用品支給事業・老人日常生活用具給付等事業については、対象者や支給内容を合併時に統一し実施する。

(6) 敬老祝金・敬老行事

敬老祝金については支給年齢を統一し実施するものとし、特別敬老祝金及び敬老記念品については合併時廃止する。

敬老行事については行政区等の単位で開催した場合、対象者の人数により実施者へ補助を行なうものとする。

(7) 在宅介護支援センターの運営

在宅介護支援センターについては、新市において基幹型在宅介護支援センターを1ヶ所、地域型在宅介護支援センターを9ヶ所以上として運営するものとする。

出雲地区合併協議会(島根県 2市5町 173,556人)

1 敬老記念事業については、次のとおりとする。

記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。

式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。

2 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。

県央地区一市四町合併協議会（長崎県 1市4町 人口 137,623人）

- ・ 国の実施要綱に基づく介護予防・地域支え合い事業は、新市において実施することとし、実施内容については、合併までに調整する。
- ・ 介護予防・地域支え合い事業のうち、単独事業は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 森山町の介護用品支給事業については、実施内容を合併までに調整する。
 - イ 森山町、飯盛町及び高来町の家族介護慰労事業については、それぞれ、当分の間、現行のとおりとする。
- ・ 在宅介護支援センター運営事業は、新市において実施することとし、実施内容については、合併までに調整する。
- ・ 日常生活用具給付事業は、国の実施要綱に基づき、新市において実施する。
- ・ 敬老事業は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 敬老の日記念品、米寿夫妻祝品の支給については、敬老金等支給事業に統合するものとし、支給額等については、諫早市の例による。
 - イ 地域における敬老会は新市に引き継ぎ、支援内容については、合併後調整する。
- ・ 老人クラブ活動助成は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 単位老人クラブへの助成については、諫早市の例による。
ただし、合併年度は旧市町のとおりとする。
 - イ 老人クラブ連合会及び各種事業への助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに調整する。
- ・ 県の実施要綱に基づく高齢者福祉事業は、新市において実施することとし、実施内容については、合併までに調整する。
- ・ 老人福祉計画は、新市において策定する。
- ・ 高齢者福祉施設の整備等に対する助成については、新市において検討する。なお、合併前の補助決定分は、旧市町のとおりとする。
- ・ 高齢者福祉施設等及び同施設等の実施事業は、新市に引き継ぐ。
- ・ 高齢者相談は、諫早市の例を基本に、新市において実施する。
- ・ 老人スポーツ大会等の各種行事は、新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- ・ はり灸施術費補助事業及び福祉休養費事業は、高齢者等の健康づくり事業として、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア はり灸施術費補助事業の対象者は、65歳以上とする。
 - イ 福祉休養費事業の対象者は、森山町の例によることとし、対象施設については、合併までに調整する。
 - ウ 上記2つの事業を合わせて1月4回を利用限度とし、1回につき利用料の半額(500円以内)を助成する。

協議第 3 3 号

学校教育事業の取扱い(協定項目 25-27)について

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	学校教育事業の取扱い(協定項目 25-27)
調整方針	<p>学校教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 教員住宅については、使用料も含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、将来的な教員住宅のあり方については、新市において検討する。2 私立幼稚園運営費助成事業及び私立幼稚園就園奨励事業については、石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ。3 特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費並びに要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、石巻市の例により合併時に統一する。4 スクールバス・スクールボートの運行及び通学費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。5 授業料・保育料等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 5 年以内に統一する。6 奨学資金については、合併時に統一するものとし、取扱基準については、合併時まで調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。7 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、給食費及び給食内容等については、合併後 1 年以内を目途に統一する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
調整方針	<p>学校教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員住宅については、使用料も含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、将来的な教員住宅のあり方については、新市において検討する。 2 私立幼稚園運営費助成事業及び私立幼稚園就園奨励事業については、石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費並びに要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、石巻市の例により合併時に統一する。 4 スクールバス・スクールボートの運行及び通学費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1)教員住宅に関すること	<p>【設置棟,戸数】 泉町住宅 1棟 24戸 荻浜住宅 1棟 1戸 東浜住宅 2棟 7戸</p> <p>【現入居世帯数】 泉町住宅 11世帯 荻浜住宅 1世帯 東浜住宅 6世帯</p> <p>【使用料】 泉町住宅 19,000円/月 荻浜住宅 無料 東浜住宅 無料</p> <p>【維持管理経費等】 下記の維持管理経費は、市が負担している。 ・施設を適正に管理するため必要となる維持管理委託業務。 ・施設の小破損及び応急的な復旧に対するための修繕。</p>	該当なし	<p>【設置棟,戸数】 世帯用 6棟 9戸 単身用 6棟 31戸</p> <p>【現入居世帯数】 世帯用 2世帯 単身用 21世帯</p> <p>【使用料】 無料</p> <p>【維持管理経費等】 光熱水費等を除き、 建物の維持管理費は、 町が負担している。</p>	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
<p>5 授業料・保育料等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に統一する。</p> <p>6 奨学資金については、合併時に統一するものとし、取扱基準については、合併時まで調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、給食費及び給食内容等については、合併後1年以内を目途に統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【設置棟,戸数】 8棟 8戸	【設置棟,戸数】 1棟 1戸	【設置棟,戸数】 5棟 53戸	教員住宅については、使用料も含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、将来的な教員住宅のあり方については、新市において検討する。
【現入居世帯数】 8世帯	【現入居世帯数】 1世帯	【現入居世帯数】 50世帯	
【使用料】 15,000円/月	【使用料】 無料	【使用料】 11,000円/月	
【維持管理経費等】 光熱水費等を除き、 建物の維持管理費は、 町が負担している。	【維持管理経費等】 光熱水費等を除き、 建物の維持管理費は、 町が負担している。	【維持管理経費等】 光熱水費等を除き、 建物の維持管理費は、 町が負担している。	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(2)私立幼稚園運営費助成事業に関する こと	<p>【内容】 5月1日現在で私立幼稚園に在園している満3歳児, 3歳児, 4歳児及び5歳児のそれぞれの合計に単価を乗じて得た合計額を補助額とする。 5月1日現在で私立幼稚園に在職している職員であって, 当該年度末まで在職予定者に単価を乗じて得た合計額を補助額とする。</p> <p>【補助単価】 満3歳児1人当たり 900円 3歳児1人当たり 900円 4歳児1人当たり 900円 5歳児1人当たり 1,200円 教員1人当たり 48,800円 その他の職員1人当たり 36,600円</p> <p>【支給日】 6月に全額支給 6月・12月の2回に1/2ずつ支給</p>	該当なし	該当なし	該当なし
(3)私立幼稚園就園奨励事業に関する こと	<p>【対象者】 保護者及び園児とも石巻市に住所を有していること。 私立幼稚園に在園しており, 園児が満3歳児, 3歳児, 4歳児及び5歳児であること。 園児と同居する世帯の世帯主者と園児の父母の当該年度の市民税所得割額の合計が102,100円以下であること。</p> <p>【補助限度額】 毎年度の予算で定め国より別に通知される。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ。
該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(4) 特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費に関すること	小学校	【学用品, 通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額支給 宿泊あり 実費を全額支給 【修学旅行費】 全額支給 【通学費】 実費支給 【交流学习交通費】 実費支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円 スケート 11,270円	【学用品, 通学用品費】 第1学年 5,550円 その他の学年 6,635円 【校外活動費】 宿泊なし 実費の1/2 (交通費・見学料) 宿泊あり 実費の1/2 (交通費・見学料) 【修学旅行費】 実費の1/2 【新入学児童学用品費等】 9,950円 【体育実技用具費】 スキー 12,650円 スケート 5,635円	【学用品, 通学用品費】 第1学年 5,550円 その他の学年 6,630円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内で実費 宿泊あり 補助対象内で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費 【新入学児童学用品費等】 9,950円 【体育実技用具費】 スキー 補助対象内で実費 スケート 補助対象内で実費	【学用品, 通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象経費を支給 宿泊あり 補助対象経費を支給 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円 スケート 11,270円
	中学校	【学用品, 通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額支給 宿泊あり 実費を全額支給 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 22,900円 【通学費】 実費支給 【職場実習交通費】 実費支給 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 スケート 11,270円 柔道 7,300円 剣道 50,500円	【学用品, 通学用品費】 第1学年 10,850円 その他の学年 11,935円 【校外活動費】 宿泊なし 実費の1/2 (交通費・見学料) 宿泊あり 実費の1/2 (交通費・見学料) 【修学旅行費】 実費の1/2 【新入学児童学用品費等】 11,450円 【体育実技用具費】 スキー 18,150円 スケート 5,635円 柔道 3,650円 剣道 25,250円	【学用品, 通学用品費】 第1学年 10,850円 その他の学年 11,935円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内で実費 宿泊あり 補助対象内で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費 【新入学児童学用品費等】 11,450円 【体育実技用具費】 スキー 補助対象内で実費 スケート 補助対象内で実費 柔道 補助対象内で実費 剣道 補助対象内で実費	【学用品, 通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象経費を支給 宿泊あり 補助対象経費を支給 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 スケート 11,270円 柔道 7,300円 剣道 50,500円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【学用品,通学用品費】 第1学年 5,550円 その他の学年 6.635円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内 で実費 宿泊あり 補助対象内 で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費	【学用品,通学用品費】 第1学年 5,550円 その他の学年 6.635円 【校外活動費】 宿泊なし 実費の1/2 (交通費・見学料) 宿泊あり 実費の1/2 (交通費・見学料) 【修学旅行費】 実費の1/2	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13.270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額 支給 宿泊あり 実費を全額 支給 【修学旅行費】 全額支給	石巻市の例により,合併時に統一する。
【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円 スケート 11.270円	【新入学児童学用品費等】 9,950円 【体育実技用具費】 スキー 12,650円 スケート 5.635円	【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円 スケート 11.270円	
【学用品,通学用品費】 第1学年 10,850円 その他の学年 11.935円 【校外活動費】 宿泊あり 補助対象内 で実費 宿泊あり 補助対象内 で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費 【新入学児童学用品費等】 22,900円	【学用品,通学用品費】 第1学年 10,850円 その他の学年 11.935円 【校外活動費】 宿泊なし 実費の1/2 (交通費・見学料) 宿泊あり 実費の1/2 (交通費・見学料) 【修学旅行費】 実費の1/2 【新入学児童学用品費等】 11,450円	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13.270円 【校外活動費】 宿泊なし 全額(年1回) 宿泊あり 全額(年1回) 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円	石巻市の例により,合併時に統一する。
【体育実技用具費】 スキー 36,300円 スケート 11.270円 柔道 7.300円 剣道 50.500円	【体育実技用具費】 スキー 18,150円 スケート 5.635円 柔道 3.650円 剣道 25.250円	【体育実技用具費】 スキー 36,300円 スケート 11.270円 柔道 7.300円 剣道 50.500円	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(5)要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関する事	小学校	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額支給 宿泊あり 実費を全額支給 【修学旅行費】 全額支給 【通学費】 通学距離が4km以上 実費支給 ただし,特殊在籍者 実費支給 【ことばの教室通級通学費】 実費支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費支給 宿泊あり 実費支給 【修学旅行費】 実費支給	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内で実費 宿泊あり 補助対象内で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象経費を支給 宿泊あり 補助対象経費を支給 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円
	中学校	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額支給 宿泊あり 実費を全額支給 【修学旅行費】 全額支給 【通学費】 通学距離が6km以上 実費支給 ただし,特殊在籍者 実費支給 【新入学児童学用品費等】 22,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 実費支給 宿泊あり 実費支給 【修学旅行費】 実費支給	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内で実費 宿泊あり 補助対象内で実費 【修学旅行費】 補助対象内で実費	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象経費を支給 宿泊あり 補助対象経費を支給 【修学旅行費】 全額支給 【新入学児童学用品費等】 22,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内 で実費 宿泊あり 補助対象内 で実費 【修学旅行費】 20,600円	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費支給 宿泊あり 実費支給 【修学旅行費】 実費支給	【学用品,通学用品費】 第1学年 11,100円 その他の学年 13,270円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額 支給 宿泊あり 実費を全額 支給 【修学旅行費】 全額支給	石巻市の例により,合併時に統一する。
【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円	【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円	【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 25,300円	
【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 21,700円 【校外活動費】 宿泊なし 補助対象内 で実費 宿泊あり 補助対象内 で実費 【修学旅行費】 55,900円	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 実費支給 宿泊あり 実費支給 【修学旅行費】 実費支給	【学用品,通学用品費】 第1学年 21,700円 その他の学年 23,870円 【校外活動費】 宿泊なし 実費を全額 支給 宿泊あり 実費を全額 支給 【修学旅行費】 全額支給	石巻市の例により,合併時に統一する。
【新入学児童学用品費等】 22,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円	【新入学児童学用品費等】 22,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円	【新入学児童学用品費等】 19,900円 【体育実技用具費】 スキー 36,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(6)スクールバス・スクールボートの運行に関すること	<p>【事業内容】 学校の統合及び定期バス路線の廃線が行われた稲井地区及び半島部について、通学する児童生徒及び父兄のためにスクールバスの運行を行う。 なお、小竹地区については、タクシーによる輸送。</p> <p>【予算】 稲井小学校通学児童輸送委託料 35,270,000円 東浜小学校通学児童輸送委託料 5,355,000円 荻浜中学校通学生徒輸送委託料 5,523,000円 万石浦小学校遠距離通学児童等輸送委託料 940,000円</p>	<p>【事業内容】 町内の旅客運送会社に委託し、園児専用バス(4台)で運行を行う。</p> <p>【予算】 幼稚園児送迎バス運行委託料 29,211,000円</p>	<p>【事業内容】 学校統合による遠距離通学及び通学時の危険回避のため、スクールバス(小学校)の運行を業者委託している。</p> <p>【予算】 小学校分 14,000,000円</p>	該当なし
(7)通学費補助金に関すること	<p>【事業内容】 荻浜地区の学校統合により遠距離通学となった児童、生徒の通学費負担及び学校行事に参加する保護者の交通費負担の軽減を図る。沢田字志ノ畑地区(児童のみ)及び荻浜地区からの児童の道路通学上危険を伴う通学を回避するためにはバス通学が必要であり、その通学費負担の軽減を図る。</p> <p>【補助内容】 定期券の購入費補助</p> <p>【予算】 小学校管理費 遠距離通学費補助金 1,903,000円 中学校管理費 遠距離通学費補助金 1,641,000円</p>	<p>【事業内容】 対象地区から通学する1～3年生の児童に対して補助する。</p> <p>【補助内容】 営業車利用の場合 定期券相当額の90%以内 自転車利用の場合 年額10,000円以内</p> <p>【予算】 小学校費 教育振興費 通学費補助金 7,700,000円</p>	<p>【事業内容】 学校統合による遠距離通学費負担軽減のため、定期券の購入補助(中学校)を実施している。</p> <p>【補助内容】 定期券の購入費補助(実質は定期券を支給)</p> <p>【予算】 中学校分 7,576,300円</p>	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【事業内容】 分校の統合により通学する児童(1～3年生)及び幼稚園児のためにスクールバスの運行を行う。</p> <p>【予算】 スクールバス運行費 4,723,000円 幼稚園児送迎バス運行委託料 8,500,000円</p>	該当なし	<p>【事業内容】 離島から通学する児童の交通手段を確保するため、長渡(網地島)から鮎川までの間のスクールボートの運行を業者に委託。</p> <p>【予算】 スクールボート運行委託料 1,400,000円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(8) 授業料・保育料等に関する事	<p>【高等学校】 授業料年額 111,600円 入学金 5,650円</p> <p>【幼稚園】 保育料年額 111,600円 入園料 5,650円</p>	<p>該当なし</p> <p>【幼稚園】 授業料年額 108,000円 入園料 なし</p> <p>給食費月額 2,300円</p> <p>バス代無料</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
(9) 奨学資金に関する事	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 14,000円 専修学校(高等課程) 14,000円 高専3年以下 14,000円 短大(2卒) 高専4年以上 38,000円 専修学校(専門課程) 38,000円 短大 38,000円 大学(4卒) 大学4年生 38,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 3人 大学(4卒) 20人</p> <p>【貸与方法】 4月 9月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 15年償還</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校(高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 35,000円 専修学校(専門課程) 35,000円 短大 35,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) } 14人 大学(4卒) }</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 10年償還</p>	<p>【参考】 町の貸与制度はないが、財団法人 藤野育英会による給与制度がある。</p> <p>10,000円/月を年3回に分けて支給。 町の予算から年間200万円を財団に支出している。</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校(高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 30,000円 専修学校(専門課程) 30,000円 短大 30,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) 11人 大学(4卒) 13人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 10年償還</p>

「貸与人員」は、平成15年度当初予算に計上された新規人員である。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>該当なし</p> <p>【幼稚園】 授業料年額 84,000円 入園料 なし</p> <p>給食費日額 231円</p> <p>バス代月額 1,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後5年以内に統一する。</p>
<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 10,000円 専修学校 (高等課程) 10,000円 高専3年以下 10,000円 短大(2卒) 高専4年以上 30,000円 専修学校 (専門課程) 30,000円 短大 30,000円 大学(4卒) 大学4年生 30,000円 貸与額はすべて倍額まで可 入学一時金 10万円/1口 (5口制限)</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 2人 大学(4卒) 12人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き，10年償還</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校 (高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 35,000円 専修学校 (専門課程) 35,000円 短大 35,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) 1人 大学(4卒) 8人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き，10年償還</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 30,000円 専修学校 (高等課程) 30,000円 高専3年以下 30,000円 短大(2卒) 高専4年以上 50,000円 専修学校 (専門課程) 50,000円 短大 50,000円 大学(4卒) 大学4年生 50,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 3人 大学(4卒) 20人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き，10年償還</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(10)学校給食に関すること	【施設の名称】 3地区学校給食共同調理場	【施設の名称】 河北町学校給食センター	【施設の名称】 雄勝町学校給食センター	【施設の名称】 河南町学校給食共同調理場
	【施設開設年度】 S63 S57 S58	【施設開設年度】 S42 現有H5	【施設開設年度】 S48	【施設開設年度】 S44 H14
	【給食方式】 完全給食	【給食方式】 完全給食	【給食方式】 完全給食	【給食方式】 完全給食
	【主食提供種別】 米飯3日 パン2日	【主食提供種別】 米飯4日 パン1日	【主食提供種別】 米飯3日 パン2日	【主食提供種別】 米飯4日 パン1日
	【調理場施設数】 3ヶ所	【調理場施設数】 1ヶ所(北上町分含む)	【調理場施設数】 1ヶ所	【調理場施設数】 1ヶ所
	【調理場方式】 センター方式	【調理場方式】 センター方式	【調理場方式】 センター方式	【調理場方式】 センター方式
	【調理方式】 ウエット方式	【調理方式】 ドライ方式	【調理方式】 ウエット方式	【調理方式】 ドライ方式
	【調理場人員】 所長 3人 県栄養士 6人 市職員 35人 全日パート 23人 半日パート 3人 搬送委託 12人	【調理場人員】 所長 1人 県栄養士 1人 町職員 7人 全日パート 11人 半日パート 0人 搬送委託 0人	【調理場人員】 所長 1人 県栄養士 1人 町職員 3人 全日パート 2人 半日パート 0人 搬送委託 1人	【調理場人員】 所長 1人 県栄養士 1人 町職員 6人 全日パート 7人 半日パート 0人 搬送委託 8人
	【配給校数】 幼稚園 0校 小学校 19校 中学校 11校	【配給校数】 幼稚園 1校 副食のみ 小学校 8校 中学校 5校	【配給校数】 幼稚園 0校 小学校 3校 中学校 2校	【配給校数】 幼稚園 0校 小学校 6校 中学校 2校
	【1日当たり食数】 11,235食	【1日当たり食数】 1,905食	【1日当たり食数】 509食	【1日当たり食数】 1,700食
	【調理員1人当たり食数】 184.2食	【調理員1人当たり食数】 117.4食	【調理員1人当たり食数】 84.8食	【調理員1人当たり食数】 154.5食
	【徴収給食費】 幼稚園 0円 小学校 240円 中学校 285円	【徴収給食費】 幼稚園 140円 小学校 242円 中学校 300円	【徴収給食費】 幼稚園 0円 小学校 240円 中学校 295円	【徴収給食費】 幼稚園 0円 小学校 244円 中学校 299円
	【給食提供回数】 幼稚園 0回 小学校 180回 中学校 175回	【給食提供回数】 幼稚園 175回 小学校 183回 中学校 180回	【給食提供回数】 幼稚園 0回 小学校 184回 中学校 180回	【給食提供回数】 幼稚園 0回 小学校 186回 中学校 184回

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
-------	------	------	----------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【施設の名称】 桃生町学校給食共同調理場</p> <p>【施設開設年度】 S52</p> <p>【給食方式】 完全給食</p> <p>【主食提供種別】 米飯4日 パン1日</p> <p>【調理場施設数】 1ヶ所</p> <p>【調理場方式】 センター方式</p> <p>【調理方式】 ウエット方式</p> <p>【調理場人員】 所長 1人 県栄養士 1人 町職員 4人 全日パート 5人 半日パート 0人 搬送委託 2人</p> <p>【配給校数】 幼稚園 1校 小学校 3校 中学校 1校</p> <p>【1日当たり食数】 899食</p> <p>【調理員1人当たり食数】 99.9食</p> <p>【徴収給食費】 幼稚園 231円 小学校 248円 中学校 305円</p> <p>【給食提供回数】 幼稚園 176回 小学校 184回 中学校 179回</p>	<p>河北町に委託</p>	<p>【施設の名称】 鮎川学校給食共同調理場</p> <p>【施設開設年度】 S59</p> <p>【給食方式】 完全給食</p> <p>【主食提供種別】 米飯3日 パン2日</p> <p>【調理場施設数】 1ヶ所</p> <p>【調理場方式】 センター方式</p> <p>【調理方式】 ウエット方式</p> <p>【調理場人員】 所長 1人 県栄養士 1人 町職員 6人 全日パート 0人 半日パート 0人 搬送委託 2人</p> <p>【配給校数】 幼稚園 0校 小学校 4校 中学校 3校</p> <p>【1日当たり食数】 465食</p> <p>【調理員1人当たり食数】 89.0食</p> <p>【徴収給食費】 幼稚園 0円 小学校 251円 中学校 308円</p> <p>【給食提供回数】 幼稚園 0回 小学校 182回 中学校 179回</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、給食費及び給食内容等については、合併後1年以内を目途に統一する。</p>

学校教育事業の取扱いについて

1 提案理由

学校教育事業については、将来を担う子どもたちに直接関わってくることから、住民の関心が高く、各市町の教育委員会の方針のもとで事業が行われています。

このような中で、平成10年度の学習指導要領の改訂により、総合的学習の時間が増えるなど、特色ある教育、特色ある学校づくりに向け、学校教育における市町の役割はますます重要になってきています。また、平成14年度から始まった完全学校週5日制により、学校と地域、家庭が一体となった教育が求められています。

このため、合併に際しては、各市町間に相違があるものについては、できるだけ合併時に統一することとしますが、これまでの経緯、実情、地域性等から合併時に統一が難しいものについては、事務事業の内容に十分配慮し、合併後、段階的に調整していくとともに、制度、施設の充実に努め、教育環境の充実・向上を図ることを調整方針とします。

2 関係法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

第25条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

学校給食法（昭和29年法律第160号）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

3 先進事例

【愛媛県宇和島市（平成16年10月1日合併予定）】

幼・小・中学校の設置及び配置については当面現行のとおりとする。
幼稚園の入園料・授業料については合併時に統一し、合併次年度より施行する。
小・中学校の通学区域については当面現行のとおりとする。
奨学資金については、合併時に統一に向け調整する。ただし合併前の貸付、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
通学費助成関係事業については、新市において統一に向け調整する。ただし通学・通園バスについては、当面現行のとおりとする。
修学旅行補助金については、合併後廃止も含め調整する。特色ある学校づくり事業については、新市において調整する。
外国語指導助手事業については、現行のとおりとする。
教育相談事業については、現行のとおりとする。ただし教育相談員の設置については、新市において調整する。
交流事業については、新市において調整する。
教職員住宅については、当面現行のとおりとする。
就学時健康診断については、現行のとおりとする。
児童生徒の健康診断業務については、合併時に統一する。
学校給食におけるセンター方式・単独調理場方式（自校方式）については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
給食費については、合併後統一に向け調整する。当面現行のとおりとする。

【広島県庄原市，比婆郡4町，総領町（平成16年11月1日合併予定）】

学校給食については、当面、現行のとおりとする。なお、会計処理の方法については、合併時まで調整する。
通学補助事業小中学校通学費補助は、当面、現行のとおりとする。高等学校通学費補助は、当面、現行のとおりとする。
中学校クラブ通学費補助は、当面、現行のとおりとする。中学生交通安全ヘルメット補助等については、新一年生のうち、自転車通学者にヘルメットを支給する内容で統一し、平成17年度から実施する。
児童生徒社会教育活動参加バス利用補助は、当面、現行のとおりとする。スクールバス等の運行、寄宿舍開設については、当面、現行のとおりとする。
中学校クラブ活動等大会参加補助事業中学校クラブ活動等大会参加補助は、庄原市の例を基本とし、新市において調整・統一する。
私立幼稚園支援事業私立幼稚園運営費補助は、現行のとおりとする。
私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき、現行のとおり実施する。

【広島県庄原市，比婆郡4町，総領町 つづき】

独自事業等高等学校振興対策事業は、現行のとおりとする。

各小中学校で実施している独自事業は、継続して実施できるよう、新市において制度化を図る。

奨学金事業等西城町奨学金支給事業は、指定寄付による基金で運用されていることから、寄付者の意向を踏まえ、合併時までに調整する。

西城町奨学金及び高野町ふるさと奨学金で、高等学校の存続対策として実施されているものは、当面、現行のとおりとする。ただし、定住にかかる償還免除は廃止する。

その他の奨学金等事業は、庄原市の例を基本として貸付事業に統一し、合併の日から適用する。合併の日の前日までに貸付又は給付等の決定を受けた者については、現行制度を保障する。

姉妹都市縁組み及び姉妹校提携にかかる学校交流事業は新市においても実施する。

【広島県山県東部合併協議会（平成17年2月1日合併予定）】

- 1 幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぎ、授業料及び減免規定は、当面、芸北町の例による。また、幼稚園通園費補助金制度については、合併時に廃止する。
- 2 町立小学校は、現行のとおり新町に引き継ぐ。適正配置については、新町において検討する。
- 3 町立中学校は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 教職員住宅は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 5 教育施設審議会等は、新町において状況に即して設置する。
- 6 就学指導委員会は、大朝町及び千代田町の例を基本に合併時に調整する。
- 7 学校評議員については、合併時に調整する。
- 8 遠距離児童・生徒通学費補助制度は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において地域特性と通学手段の確保に配慮し調整する。
- 9 幼稚園・学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、運営方法については、合併時に調整する。
- 10 就学援助費については、合併時に調整する。
- 11 修学資金及び奨学金貸付事業は、合併時に調整する。ただし、償還期限の未到来分は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 12 芸北町で実施されている中高一貫教育事業は、新町に引き継ぐ。
- 13 芸北教育開発プロジェクトは、新町に引き継ぐ。
- 14 学校教育関係団体等に対する補助金については、合併時に調整する。
- 15 英語指導助手制度は、新町に引き継ぎ、英語教育及び国際化の促進に資するよう調整する。

協議第 3 4 号

社会福祉協議会の取扱い(協定項目 25-31)について

社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会福祉協議会の取扱い(協定項目 2 5 - 3 1)
調整方針	社会福祉協議会の取扱いについては、石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ、合併時に統合ができるよう支援に努める。 なお、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時までに調整を図る。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 31	協定項目の名称	社会福祉協議会の取扱い
調整方針	<p>社会福祉協議会の取扱いについては、石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ、合併時に統合ができるよう支援に努める。</p> <p>なお、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時まで調整を図る。</p>		

項目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
名称	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	社会福祉法人 河北町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄勝町社会福祉協議会	社会福祉法人 河南町社会福祉協議会
所在地	石巻市 中央二丁目4 - 20	河北町小船越 字山畑417 - 54	雄勝町大字雄勝 字上雄勝150 - 3	河南町前谷地 字黒沢前35
役員等	理事 : 15名 監事 : 2名 顧問 : 2名 評議員 : 37名	理事 : 11名 監事 : 3名 評議員 : 25名	理事 : 12名 監事 : 2名 評議員 : 25名	理事 : 13名 監事 : 3名 評議員 : 36名
設立年月日	昭和43年4月17日	昭和42年3月31日	昭和61年4月1日	昭和52年8月27日
主な活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・調査・相談業務 2 福祉教育の推進 3 在宅福祉活動の推進 4 ボランティアセンター事業の推進 5 共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関・団体との連絡調整 6 受託事業の効率的運営管理 7 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・県連合遺族会石巻市支部 ・県傷痍軍人会石巻市支部 ・石巻市母子寡婦福祉連合会 ・石巻市民生委員児童委員協議会 ・石巻市老人クラブ連合会 ・社会を明るくする運動石巻市実施委員会 	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営事業 2 地域福祉・在宅福祉事業の充実 3 福祉サービス利用者の権利擁護取り組みの充実 4 広報・公聴活動の充実 5 生活相談事業の推進 6 共同募金運動実施 7 紙おむつ配達事業 8 福祉資金貸付業務 9 社会福祉事業推進モデル地区指定事業 10 地域福祉活動推進事業地区指定活動支援 11 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・河北町遺族会 ・傷痍軍人会河北町分会 ・河北町母子福祉会 ・河北町老人クラブ連合会 ・社会を明るくする運動実施委員会 ・河北町ボランティア友の会 ・旧軍人軍属恩給欠格者全国連盟宮城県連合会河北支部 	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営事業 2 地域福祉活動推進事業 3 奉仕活動育成援助事業 4 福祉推進事業 5 生活援護事業 6 啓発調査広報事業 7 委員会活動 8 共同募金活動推進事業 9 生活相談・福祉事業 10 介護保険事業の運営 11 基金造成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・調査・相談業務 2 福祉教育の推進 3 在宅福祉活動の推進 4 ボランティアセンター事業の推進 5 共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関・団体との連絡調整 6 受託事業の効率的運営管理 7 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・河南町遺族会 ・県傷痍軍人会河南町分会 ・河南町母子福祉会 ・河南町民生委員児童委員協議会 ・河南町老人クラブ連合会 ・河南町身体障害者福祉協会 ・河南町婦人ボランティア友の会
社会福祉協議会の取扱いについて				

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
社会福祉法人 桃生町社会福祉協議会	社会福祉法人 北上町社会福祉協議会	社会福祉法人 牡鹿町社会福祉協議会	<p style="text-align: center;">石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ、合併時に統合ができるよう支援に努める。</p> <p>なお、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時まで調整を図る。</p>
桃生町中津山 字八木157-1	北上町十三浜 字吉浜266	牡鹿町大字鮎川浜 字清崎山7	
理事：15名 監事：2名 評議員：35名	理事：12名 監事：2名 評議員：25名	理事：12名 監事：2名 評議員：25名	
昭和61年2月25日	昭和61年6月20日	昭和61年5月15日	
<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・調査・相談業務 2 福祉教育の推進 3 在宅福祉活動の推進 4 ボランティアセンター事業の推進 5 共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関・団体との連絡調整 6 受託事業の効率的運営管理 7 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・県連合遺族会桃生町支部 ・桃生町母子福祉会 ・桃生町老人クラブ連合会 ・桃生町身体障害者福祉協会 ・共同募金会桃生町分会 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの推進 2 民間財源の造成及び活用 3 受託事業 4 広報啓発活動 5 福祉教育の推進 6 生活相談所の運営 7 福祉資金の運用 8 福祉用具貸与サービス 9 児童福祉推進 10 母子福祉推進 11 障害者福祉推進 12 老人福祉推進 13 戦傷病者・遺族等の援助 14 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子寡婦福祉連合会 ・ボランティア友の会 ・老人クラブ連合会 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・調査・相談業務 2 福祉教育の推進 3 在宅福祉活動の推進 4 ボランティア事業の推進 5 共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関・団体との連絡調整 6 受託事業の効率的運営管理 7 社会福祉団体の事務取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族会 ・傷痍軍人会牡鹿町分会 ・母子福祉会 ・ボランティア友の会 ・職親会 ・老人クラブ連合会 ・身体障害者福祉協会 	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 31	協定項目の名称	社会福祉協議会の取扱い
---------	---------	---------	-------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
主な活動内容(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・河北町寝たきり老人介護者家族の会 ・河北町身体障害者福祉協会 ・河北町手をつなぐ親の会 		
主な受託事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉作業所「みどり園」管理運営事業 2 生きがい対応サービス事業 3 老人福祉センター「寿楽荘」管理運営事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者・障害者移動支援事業 2 ミニデイサービス事業 3 老人ホームヘルパー派遣事業 4 町民福祉バス運行事業 5 在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業 6 心身障害者通所援護施設運営 施設名称 河北町福祉作業所「かしわホーム」 7 福祉活動センター管理運営 8 精神障害者ヘルパー派遣事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きがい対応サービス事業 2 軽度生活援助業務委託 	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉センターの運営管理 2 生きがい対応サービス事業
	【市からの委託料等】 53,030千円 (H15予算)	【町からの委託料等】 22,087千円 (H15予算)	【町からの委託料等】 617千円 (H15予算)	【町からの委託料等】 19,584千円 (H15予算)
社会福祉協議会に対する活動支援・育成事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動支援 ・市職員1名が事務事業の指導監督にあたっている。 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人員費を助成している。 2 育成 ・理事、評議員として市職員が就任しており、理事会、評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人員費を助成している。 2 育成 ・理事として町職員が就任しており、理事会、等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人員費を助成している。 2 育成 ・理事、評議員として町職員が就任しており、理事会、評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人員費を助成している。 2 育成 ・理事として町職員が就任しており、理事会、評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。
	【市からの補助金等】 37,856千円 (H15予算)	【町からの補助金等】 18,406千円 (H15予算)	【町からの補助金等】 10,326千円 (H15予算)	【町からの補助金等】 17,086千円 (H15予算)

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会
-------	--------	------	------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>1 移送サービス事業 2 生きがい対応サービス事業 3 生活相談所運営事業</p> <p>【町からの委託料等】 6,399千円 (H15予算)</p>	<p>1 生きがい対応サービス事業 2 老人福祉センター管理運営事業 3 居住部門</p> <p>【町からの委託料等】 65,571千円 (H15予算)</p>	<p>1 ひとり暮らし老人等給食宅配サービス事業 2 在宅老人等紙おむつ購入費助成事業 3 生活相談所事業 4 在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業</p> <p>【町からの委託料等】 2,267千円 (H15予算)</p>	
<p>1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、人件費を助成している。 2 育成 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。</p> <p>【町からの補助金等】 16,837千円 (H15予算)</p>	<p>1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事として担当課長が就任しており、理事会、評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。</p> <p>【町からの補助金等】 5,363千円 (H15予算)</p>	<p>1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため、主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事として担当課長が就任しており、理事会、評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。</p> <p>【町からの補助金等】 9,953千円 (H15予算)</p>	

社会福祉協議会の取扱いについて

1 提案の理由

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進するため、昭和26年に社会福祉事業法(現社会福祉法)により位置づけられた法人で、現在全ての市町村に設置されています。1市6町でもそれぞれに設置され、高齢者や障害者に対する様々なサービス事業や地域の福祉活動に対する支援などの事業を行っています。

社会福祉法では、一つの市町村に一つの社会福祉協議会を設置することとされているため、市町村合併に伴い社会福祉協議会も統合する必要があります。

以上のことから、石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会の協議経過等を踏まえ、合併時に統合できるよう支援に努めることとし、また、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時まで調整を図ることとしています。

2 社会福祉協議会に関する法令(抜粋)

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

市町村の合併の特例に関する法律

(国・都道府県の協力等)

第16条

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

3 他市先進事例

新潟県佐渡市等合併協議会 (H16.3.1 合併予定 72,173 人 H12 国勢調査人口)

- (1) 社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合を含めて調整に努める。
- (2) 事業委託等は、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

長崎県北松浦1市5町合併協議会 (H16.11.1 合併予定 48,202 人 H12 国勢調査人口)

- ・社会福祉協議会については、北松浦1市5町社会福祉協議会合併研究会の推移を見守り、合併までに統合できるようその促進について支援する。

熊本県八代地域市町村合併協議会 (H17.1.16 合併予定 155,992 人 H14.11 未現在)

社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。

- (1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。
- (2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。
- (3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。

山口県萩広域市町村合併協議会 (H17.3.6 合併予定 66,300 人 H12 国勢調査人口)

- 1 社会福祉協議会については、合併時に統合の方向で調整する。
- 2 補助事業・委託事業については、合併までに調整する。

熊本県玉名地域1市8町合併協議会 (H17.1.17 合併予定 120,999 人 H12 国勢調査人口)

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
また、新市は少子高齢社会に向け、誰もが安心して生活できるよう、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と協力し、社会福祉の増進に努める。

千葉県佐野市・田沼町・葛生町合併協議会 (H17.2.28 合併予定 人口 128,282 人 H14.4.1 現在)

社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合するよう働きかける。

長崎県県央地区1市5町合併協議会 (H17.3.1 合併予定 人口 137,577 人 H15.3 未現在)

社会福祉協議会については、地域福祉の推進を図ることを目的とする設立趣旨を踏まえ、合併までに統合できるよう支援するものとする。

長崎県下五島1市5町合併協議会(H16.8.1 合併予定 44,223人 H12 国勢調査人口)

社会福祉協議会については、下五島社会福祉協議会合併調査・研究会の推移を見守り、合併までに統合できるよう、その促進について支援する。

大分県宇佐両院地域合併協議会(H17.3.31 合併予定 62,439人 H12 国勢調査人口)

1. 社会福祉協議会については、合併時に統合の方向で調整する。
2. 社会福祉協議会の運営費補助、事業費補助及び委託事業については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整する。

島根県出雲地区合併協議会(H17.1.4 合併予定 173,776人 H12 国勢調査人口)

社会福祉協議会運営費助成

新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費(人件費等)助成を合併時までに検討する。

第9回 石巻地域合併協議会日程（案）

- 1 日 時 平成16年1月22日（木） 午前9時30分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
 - 報告第 号 石巻地域合併協議会第1小委員会（第 回）について
 - 報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第 回）について
- 4 協議事項
 - 協議第29号の1 公共的団体等の取扱い（協定項目16）について
 - 協議第30号の1 慣行の取扱い（協定項目19）について
 - 協議第31号の1 窓口業務の取扱い（協定項目25-8）について
 - 協議第32号の1 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25-12）について
 - 協議第33号の1 学校教育事業の取扱い（協定項目25-27）について
 - 協議第34号の1 社会福祉協議会の取扱い（協定項目25-31）について
- 5 提案事項
 - 協議第35号 町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目18）について
 - 協議第36号 納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）について
 - 協議第37号 交通関係事業の取扱い（協定項目25-7）について
 - 協議第38号 保健事業の取扱い（協定項目25-9）について
 - 協議第39号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その2）
 - 協議第40号 保育事業の取扱い（協定項目25-14）について
 - 協議第41号 環境・衛生関係事業の取扱い（協定項目25-18）について
 - 協議第42号 農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）について
 - 協議第43号 水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）について
 - 協議第44号 商工・観光事業の取扱い（協定項目25-21）について
 - 協議第45号 勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目25-22）について
 - 協議第46号 文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について
 - 協議第47号 コミュニティ施策の取扱い（協定項目25-29）について
 - 協議第48号 社会教育事業の取扱い（協定項目25-30）について
- 6 その他